

第 1 2 回 栗 原 地 域 合 併 協 議 会 会 議 録

召集年月日	平成16年2月5日(木曜日) 午後1時30分			
召集の場所	志波姫町 エポカ21			
開閉会の日時 及び宣告人	開会	平成16年2月5日(木)午後1時30分	会 長	菅 原 郁 夫
	閉会	平成16年2月5日(木)午後5時13分	副会長	千 葉 徳 穂
出席者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	会 長	菅 原 郁 夫	委 員	菅 原 登
	副 会 長	千 葉 徳 穂	"	高 橋 光 治
	"	佐々木 幸一	"	遠 藤 實
	委 員	大 関 健 一	"	茂 泉 文 男
	"	中 嶋 次 男	"	長 谷 川 厚 子
	"	佐 藤 覚 次 郎	"	三 浦 徹 也
	"	山 田 悦 郎	"	中 嶋 太 一
	"	葛 岡 重 利	"	高 橋 伸 幸
	"	佐 藤 小 弥 太	"	佐 藤 多 恵 子
	"	鹿 野 清 一	"	武 田 正 道
	"	佐 藤 千 昭	"	海 老 田 慶 子
	"	鈴 木 守	"	白 鳥 文 雄
	"	高 橋 義 雄	"	山 村 喜 久 夫
	"	千 葉 久	"	佐 々 木 昭 雄
	"	太 斎 俊 夫	"	津 藤 國 男
	"	石 川 憲 昭	"	須 藤 茂
	"	佐 々 木 幸 男	"	伊 藤 竹 志
	"	大 内 朗	"	飯 田 明
	"	小 岩 誠 二	"	千 葉 和 恵
	"	菅 原 佑	"	佐 藤 利 郎
	"	中 鉢 泰 一	"	鈴 木 国 雄
	"	石 川 正 運	"	藤 橋 俊 五
	"	加 藤 雄 八 郎		
"	千 葉 伍 郎			
"	佐 藤 幸 生			
"	佐 藤 重 美			

欠席者	委員	白鳥英敏	委員	白鳥一彦
	"	後藤和廣	"	中條彦登
その他出席者	農業委員会委員の定数等検討委員会委員長	石川秋男	総務第1班長	千葉雅樹
			総務第2班長	小野寺世洋
	幹事長	大場秀也	計画第1班長	高橋正淑
	副幹事長	佐藤重博	計画第2班長	菅原昭憲
	総務部会長	高橋健一	調整第1班長	鈴木秀博
	社会教育部会長	新妻壽男	調整第2班長	小野寺桂一
	住民部会長	蜂谷恒喜	総務第1班員	武田利喜夫
	保健福祉部会長	後藤伸平	総務第2班員	佐々木貴徳
	産業部会長	高橋勝美	総務第2班員	伊藤大輔
	事務局長	鈴木正志	計画第2班員	菅原功
	次長(総務担当)	阿部貴夫	計画第1班員	千葉恒男
	次長(計画担当)	二階堂秀紀	調整第1班員	千葉和義
	次長(調整担当)	千葉浩文	調整第2班員	二階堂賢
	次長(調整担当)	濁沼栄一	調整第2班員	高橋良通
会議の概要	別紙のとおり			
会議録署名委員	委員	高橋伸幸	委員	佐藤多恵子
傍聴	一般 23名 報道 3社			

次第

- 1 開 会
- 2 新市の名付け親大賞表彰
- 3 挨拶
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 協議事項
 - 協議第41号 介護保険事業の取扱いについて
 - 協議第42号 農林水産関係事業(その2)について
 - 協議第43号 環境衛生関係事業について
 - 協議第44号 その他の福祉事業について
 - 協議第45号 社会教育事業について
 - 協議第39号の2 児童福祉事業について
 - 協議第40号の2 新市建設計画(第4章 建設計画 第5章 公共的施設の適正配置と整備)について
- 6 提案事項
 - 協議第16号の2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
 - 協議第46号 地方税の取扱い(その2)について
 - 協議第47号 一部事務組合等の取扱い(その1)について
 - 協議第48号 新市建設計画(第2章 新市の概況 第3章 建設の基本方針)の修正について
- 7 その他
- 8 閉 会

1. 開 会 午後1時30分

鈴木事務局長 それでは、開会前に資料の確認をさせていただきます。

本日配付しております資料でございますけれども、次第、それから協議第40号の2 新市建設計画（第4章 建設計画 第5章 公共的施設の適正配置と整備）について、協議第16号の2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、協議46号 地方税の取扱い（その2）について、協議第47号 一部事務組合等の取扱い（その1）について、協議第48号新市建設計画（第2章 新市の概況 第3章 建設の基本方針）について、以上の資料を配付してございます。

また、本日は前回提案いたしました協議第41号 介護保険事業の取扱いについて、協議第42号 農林水産関係事業（その2）について、協議第43号 環境衛生関係事業について、協議第44号 その他の福祉事業について、協議第45号 社会教育事業について、それから継続協議となっておりました協議第39号の2 児童福祉事業について、の資料を使用いたします。

それでは、傍聴の皆様も含めお願いでございますけれども、携帯電話につきましては、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきたいと思っております。

2. 新市の名称名付け親大賞表彰

鈴木事務局長 それでは、協議会の開会に先立ちまして、新市の名付け親大賞が既に決まっておりましたが、その表彰の準備が整いましたので新市の名称名付け親大賞の表彰を行わせて頂きます。

本日は、みごと名付け親大賞に選ばれました栗駒町の遠藤勝郎様にお越しいただいております。皆様方にご紹介させていただきます。

では、ただ今より表彰を行います。菅原会長、それから遠藤さん、前の方にお進み願いたいと思っております。

なお、名付け親大賞の遠藤さんには、賞状、記念品として全国共通商品券10万円分、5,000円相当の地場産品を会長から贈呈させていただきます。

では会長、よろしく申し上げます。

菅原会長 それでは表彰させていただきます。

賞状。名付け親大賞、新市の名称 栗原市。遠藤勝郎殿。

あなたが応募された名称は、新しく生まれる市の名称に決定され、この度あなたがその名付け親大賞に選ばれました。よってここにこれを表します。

平成16年2月5日

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

どうもおめでとうございます。

それでは記念品でございます。お受け取り下さい。（拍手）

鈴木事務局長 どうも遠藤さん、ありがとうございました。本日はお忙しい中、お出いただきまして大変ありがとうございました。

以上をもちまして、名付け親大賞の賞状の授与、終わらせていただきます。

それでは、ただ今より第12回栗原地域合併協議会を開会いたします。

2. 挨拶

鈴木事務局長 開会に当たりまして、当協議会会長であります菅原会長よりご挨拶を申し上げます。

菅原会長 第12回栗原地域合併協議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただ今開会に先立ちまして、新市の名称の名付け親大賞ということで栗駒町の遠藤勝郎さん、見事当選をいたしまして、この度皆さんの前で表彰いたしました。これから新市が発足すれば、この名称は永遠に栗原市ということで呼ばれる訳でございます。今後、なお一層の遠藤さんのご健勝をご祈念申し上げまして、本日の大賞表彰に当たりまして、改めてまたおめでとうを申し上げてまいりたいと思います。

さて、本日は第12回の栗原地域の合併協議会でございます。新しい平成16年を迎えまして、早いものできょうは1月が過ぎ、2月5日ということになりました。合併の発足をいたします日も既に決まっている訳でございます。平成17年3月ということになりますと、あと本当に1年とちょっとというようなことに相なる訳でございます。大変せわしい時期に入ってくるのかなというふうな考えをいたしております。

殊にこの合併協議会、会を重ねて12回になる訳でございますが、今日までいろいろと協議会の中で協定項目、いろいろと審議をしております。残されました協定項目、まだまだたくさんある訳ですが、その中にありましてこの合併に一番大きく影響してまいりますところの財政計画なり、また新市の建設計画なりといったようなものも、これから議題に供しまして協議をしていかなければなりませんし、いずれなおまたいろいろと地域に入りまして、合併に向けての地域の懇談会というものも開催をしていかなければならない時期も近づいてきておるなというふうなことを今考えます時、先ほど来申し上げますように、大変多忙を極めてくる時期になってまいりました。

委員の皆様方には、何かとひとつご勉強賜りまして、よろしくお願いを申し上げてまいりたいというふうにも思う次第でもございますし、なおかつまた会長以下事務局、これからのいろんな大切な問題について、なお一層勉強をしながら委員の皆様方にいろんなことにご提案をしてみたいというふうに思いますので、開会に先立ちましてよろしくお願いを申し上げます。協議に入ります。

なおまた、きょう提案事項の中に協議第16号の2ということで、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてが提案されます。このことについては既にご承知のように、附属機関でございます農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについての小委員会を構成いたしまして、これは付託をいたしておりました。これらについて、附属機関の小委員会におきまして協議いたしました内容が取り決められまして、委員長の方から会長あて報告書が提案をされておりますので、このように提案事項ということで提案、提出をする次第でもございますので、これらについてもよろしくお願いを申し上げます。

なお、これら農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてが決定されますと、現在までいろいろと各種小委員会に付託をしておりました案件は、全部これらで終わる訳でございます。この間にありましていろいろと小委員会において、いろいろとご苦勞をかけまして審議いたしましたそれぞれの案

件、以上で終わるといふことになりまふと、小委員会の皆様方にもいろいろとご努力賜りましたことについてお礼を申し上げながら、開会に当たつての挨拶にさせていただきます。よろしくお願ひを申し上げて終わります。

鈴木事務局長 それでは、これより協議に入る訳でございますけれども、本日、欠席の届けは金成町の後藤委員さん、志波姫町の白鳥委員さん、花山村の中條委員の3名から欠席の届けがございます。なお、遅れるという通告がありましたのが築館の白鳥委員さん、鷺沢町の須藤委員さん、それから同じく伊藤委員さん、花山村の茂泉委員さんから連絡が入っております。

現在、委員さん52名中45名の委員さん方に出席をいただいております、協議会規約に定める定数を超過しております。

それでは早速、議長、議事進行を規約どおり菅原会長にお願ひいたしまして、協議に入つていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長 それでは、今事務局の方から出席しております委員の定数等について報告がございました。

定足数に達しておりますので、ただ今から第12回の栗原地域合併協議会の開会を宣言いたします。

本日の会議日程は、皆さんのお手元に差し上げております次第に従いながら進めてまいりますので、よろしくお願ひします。なおまたその間にありまして、いろいろと動議等が出た場合は、それらに準じて取扱つてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4. 会議録署名委員の指名

議長 それではまず、会議録署名委員の指名についてでございますが、例によりましてこれは議長の方から指名することにして、ご異議ございませんですか。

(「異議なし」の声)

議長 異議なしの声がございます。それでは、私の方から指名をさせて下さい。

それでは、会議録署名委員につきましては、栗駒町の高橋伸幸委員、同じく佐藤多恵子委員のお2人を指名いたしますので、よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、順に従つて進めてまいりたいと思ひます。

5. 協議事項

議長 5番目の協議事項に入ります。(「議長」の声あり)はい、遠藤委員。

遠藤 實委員 志波姫の遠藤です。

今、会長の挨拶の中でありましたが、農業委員会の委員の定数及び任期について、小委員会から会長あてに報告されたという報告がありました。したがつて、私は前回同様、議員の定数と任期と、さらに事務所の位置関係の小委員会の報告を先議した経過がございます。したがつて、本日の協議事項は随分ありますので、最初に先議されることを私は希望しますが、ぜひお諮りをお願ひしたいと思ひます。

議長 私もご挨拶の中で申し上げましたように、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、小委員会の委員長から報告書が出ております。ただ今遠藤委員から、これを先議してはというお

話しがございますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、異議がないと認めます。それでは、協議第16号の2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてを協議議題として提案いたします。

協議第16号の2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

議長 それでは、まずもって協議第16号の2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて。

このことについて、まず事務局の方から内容について説明をいたします。その後において、報告が提出されております農業委員会委員の定数等検討委員会の委員長石川秋男様からご報告をいたさせます。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

それではそのとおり取扱ってまいります。それでは事務局からひとつ、協議第16号の2の内容について説明をして下さい。

千葉事務局次長 それでは事務局の方から協議第16号の2ということでご説明申し上げます。

協議第16号の2

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年2月5日

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

調整案でございます。

- 1 統合後の農業委員会等に関する法律第7条の規定による農業委員会の選挙による委員の定数については40人とする。
- 2 選挙区については、当分の間農業委員会等に関する法律第10条の2第2項を適用し合併前の関係町村の区域ごとに選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は、築館町の区域5人、若柳町の区域6人、栗駒町の区域7人、高清水町の区域2人、一迫町の区域5人、瀬峰町の区域2人、鶯沢町の区域2人、金成町の区域5人、志波姫町の区域4人、花山村の区域2人とするという調整案でございます。

議長 それでは今提案いたしました協議議題については、事務局の方から報告されました。

続いて、農業委員会の定数等検討委員会の報告について、委員長でございます石川秋男委員長から報告をいたします。

私から申し上げますが、石川秋男委員長さんは、志波姫町の農業委員会の会長さんでもございますし、栗原郡の農業委員会の会長さん方で構成いたします協議会の会長も務めておるといふふうな方でございますので、あらかじめご紹介を申し上げ、報告に入ります。

それでは委員長、報告をお願いします。

石川秋男農業委員会委員の定数等検討委員会委員長 それでは、農業委員会委員の定数等検討委員会の委員長を仰せつかっておりました志波姫町農業委員会の石川でございます。私の方から検討委員会の協議経過を報告させていただきます。

なお、皆様にご配付しております委員会の協議経過報告書を参照していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは報告いたします。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、第5回の合併協議会において提案され、第6回の協議会において承認され、その中で農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区設置については附属機関に付託することになり、去る11月20日に合併後の農業委員会の選挙による委員の定数等について調査、検討ということで、当検討委員会が設置されました。

委員構成についてはご覧のとおりでございます。配付書類の中身をご覧いただければ分かります。

続いて、2の検討委員会の開催概要でございますが、昨年12月21日の第1回から、年が変わりまして1月27日までの3回にわたり検討を重ねてまいりました。第1回目の委員会では、最初に事務局から協議会に提案された内容及び審議の経過の説明並びに委員会のスケジュールの説明を受けた際に、委員の方から、提案された内容はどこで決めたのか、どのような経過で農業委員会が一つとして決められたのか。農業委員会のことを決めるのに、関係者が入らない中で決めるのはおかしいのではないかという質問がありました。定数の検討だけではなくて、具体的にどのような検討をするのか、例えば定数40人の場合、選挙区を分けて何人にするのかという意見が出され、事務局及び合併協議会会長より説明があり、その後協議した結果、委員会は3回程度として2月5日の合併協議会に報告、提案できるようなスケジュールということで了承されました。

次に、定数及び選挙区設置についての検討ということで事務局より資料の説明があり、協議の中で委員より報告書の中にあるような意見が出され、事務局より次回まで確認しておき、報告する旨回答がありました。選挙区については次回の検討委員会で検討するというので、確認されております。

第2回目の委員会では協議の前に前回の委員からご意見、ご質問をいただいた資料の農地面積及び基準農業者の捉え方について、事務局より県照会に基づく内容の説明があり、資料の再提出がなされ、了承されました。協議に入り、前回確認した事項に基づき、出席委員全員に選挙区設置の考えについて意見を求めましたところ、意見の中では、農業委員というのは地域の農地を把握しなければならない。各地域ごとの特性があるものであるから、各町村単位で選挙区を設けるべきという意見が大半を占めました。最初から農業委員会を一つとして決められた中では、意見は出せないという意見もありました。その選挙区については、最初の選挙のみ、あるいは当分の間などの意見が出されました。その後、協議で農業委員の選挙については、現在の町村単位に選挙区を設け選挙することに集約され、なお選挙区の設置については最初の選挙のみにするのか、当分の間にするのかの件については、農家とつながり、農地の把握等を考えると当分の間にすべき、このように大きな農地面積をすぐ合併というのは今までなかった。新市の農業委員会が活動しながら新市の組織に委ねてはという意見が出され、協議の結果、当分の間とすることで確認されました。

よって、選挙区については当分の間、合併前の関係町村の区域ごとに選挙区を設けることとすると集

約されました。その後、選挙区ごとの定数については、次回の検討委員会で検討することと確認しました。

第3回目の委員会では、具体的な選挙区ごとの定数について協議を行いました。協議の中では、たたき台として選挙人人数に比例か、あるいは農地面積に比例か、そして基準農業者数に比例した定数の配分方法にするという意見と、選挙人人数に比例した数の中で、花山村は1人となっている。農地面積は確かに少ないが区域面積は1万ヘクタールを超えている。農業委員というものは農地の把握、現地調査というものもあるので、花山村にもう1人をプラスして40人にしてはという意見と、最初に1人ずつ10町村に配分し、その後農地面積に比例して配分する方法にしてはという意見も出されました。その場合事務局より、農業委員会等に関する法律において選挙区を設置した場合、各種選挙において選挙すべき農業委員の定数は、おおむね選挙人に比例して条例で定めなければならないとなっておりますという説明があり、その後各委員の意見を求め、先ほどの選挙人数に比例した中で、花山村が選挙人が少ないが地域面積が広いということで、花山村に1人プラスして、定数を40人にするにしようという意見が出され、協議した結果、この内容で確認、集約された次第であります。その後、選挙区ごとの定数について、集約された内容を事務局より再度説明させ、委員全員に確認しました。最後に、報告書の文言の確認を行いました。その際に集約された内容についてはこれでいいが、報告書の中に今までの協議経過が入っていないし、3番目として農業委員会の体制、運営にかかわることについては、農業委員会に権限があるとし、提言できる旨を入れるべきという意見が出されました。また、一迫町農業委員会より意見書が出されましたが、委員長が協議会で報告する際に、今までの協議経過及び今の意見を踏まえて報告することで承認されました次第でございます。

以上、栗原地域合併協議会農業委員会委員の定数等検討委員会における協議、経過報告書といたします。以上でございます。

議長 ご苦労さんでした。

ただ今農業委員会委員の定数等検討委員会委員長から報告がございました。

まず、委員長から報告された内容について、ここでご質疑をしてみたいです。質疑ございませんか。質疑のある方。

質疑なしと認めてよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

はい、ありがとうございました。それでは、質疑なしと決定してまいります。

それでは、直ちに協議第16号の2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてを協議議題にいたします。

この内容について、ご質疑ございますか。

(「異議なし」の声)

議長 ございませんですね。それでは質疑なしと認めます。

それでは、協議第16号の2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、提案どおり承認することにしてよろしゅうございますね。

(「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。それでは、提案どおり決定してまいります。協議決定してまいりま

す。

それでは、これから協議議題に入ります。

協議第41号 介護保険事業の取扱いについて

議長 協議第41号 介護保険事業の取扱いについてを協議議題にいたします。

これらについては、前回の第11回の協議会において事務局から説明がございました。資料は、前回の資料に入っておりますので、もう一度ひとつ前回の資料をお確かめ下さい。

それでは、協議第11号 介護保険事業の取扱いについてを協議議題にいたします。

先ほど来申し上げました、内容は既に説明してありますので直ちに質疑に入ります。ご質疑を。千葉委員。

千葉伍郎委員 2の保険料について、審議経過を含めてお尋ねをいたします。

資料を見ますと、10ヶ町村の中で志波姫の安い2,000円を先頭にいたしまして、高いところは花山の2,700円という開きがある訳であります。この協議内容を見ますと、現行のとおり新市に引き継ぎ云々こうなっています。確か15年度に、3年おきですから17年まではそういう形になっていくとは思いますが、この専門部会や幹事会の中で、合併をした段階でトータル的にはどういう月額介護保険料になるという試算をされた経過があるのかどうかです。そこが見えないと新市に引き継いでいかただけでは、特に公共料金との関係もございまして、この専門部会や幹事会で議論をされたいわゆる18年度以降の改定期を踏まえた展望などについてお聞かせをいただきたい。

議長 ただ今千葉委員から質疑がございました。この内容について、事務局から答弁を求めます。

千葉事務局次長 ただ今のご質問の件にお答えしたいと思います。

まず、部会等での恐らく一本になった場合のシミュレーションはしているのかということだと思しますので、そのことにつきましては、現在各町村でおのこの推計に基づいた保険料を算定している訳でございますが、3年を一期という計画の中で2年間、15年度末で2年を迎える訳ですが、その段階での試算ということで、それぞれの計画を持ち寄った場合で一本にした場合、この保険料の試算につきましては2,669円と、円単位でございますがそういったシミュレーションをしてございました。

18年度以降の展望となりますが、この試算につきましては、まだ計画段階でもう1年度ございませぬ。その実績を踏まえての保険料試算になるかと思えます。それで、傾向といたしましては給付費そのものが右肩上がりであるという傾向にございます。したがって、現在試算した2,669円よりは上がるものと推計されると思えます。以上でございます。

議長 千葉委員、今の答弁でよろしゅうございますか。

千葉伍郎委員 そうしますと今現在における上限が2,700円になっている訳ですが、シミュレーションによれば今言ったように、場合によっては2,669円と今、試算のシミュレーションのようですが、そうしますと合併後の新市における18年度以降の介護保険料というのは、いわゆる上がるという結論でよろしいですか。これはこういう形ですと、やはり具体的に試算、専門部会におけるそうした資料も含めて提示をしておかないと、ただ単にこういう文章だけ、でこういう質問の仕方をしないと内容まで分からないというのが実態ではないでしょうか。ですから本来であれば、私は専門部会におけるそうしたシミュレーションの資料なども提示をしていただいて、結果としてこういうこ

とにしたいというような説明にしていだかないと、合併協議会の項目が全てと言っては言い過ぎかもしれませんが、新市になってからということで結論が見えない、全く広いもので隠されたままの今の審議状況でありますので、ぜひ私は専門部会におけるそうしたシミュレーションのデータなども附属資料の中に添付をしていただきたいというふうに思うんですが、今日どうしても出せないということであれば、次回の会議までにそうした資料を提出していただけるものかどうか聞かせていただきたいと思います。

千葉事務局次長 ただ、この調整案につきましては、一応新市一つになるということで、一本化した場合のシミュレーションということで、その試算はしてございます。ただし介護保険制度の中におきましては、3年を区切りとした計画保険料となっておりますので、調整案そのものは17年度においては不均一でいくという調整案の結果でございます。

それで今の試算の関係でございますが、これも来年の時点でまた数字的には変わるものでございますので、その辺でご了承いただけないかと。

千葉伍郎委員 シミュレーションした数字はあるの。それがあつたら出して。出せないの。とりあえず17年度以降のものがあるの。そうすると17年、18、19、20というのはないの。ではだめだ。次回までも出せないの。

議長 事務局。

濁沼事務局次長 17年度は今の現行の料金で新市になります。

それから18年度以降については、これは次期計画の見直し策定の中で初めて出てくる数字であります。この作業を17年度に経過をたどるということで、それを先んじて委員の皆さん方に出すということは、今の段階ではちょっと難しいだろうというふうに思います。

議長 千葉委員。

千葉伍郎委員 そういう言い方をされるとまた言いたくなるんですが、少なくともこの今の現状を見ますと、介護保険料のサービス面の頻度から言いますと、ある意味では理解できない訳ではないんです。上がるんだらうなということは、理解できない訳ではないんです。しかしさまざまな公共料金が合併によってどういう形になっていくんだというのは、町民、郡民の等しく知りたがっているところなんです。今現在、専門部会で議論をされた経過を踏まえてこういうことになりましたということは、私は審議の過程として明らかにするのは当然だと思うんです。それは介護保険の性格上から多少のずれは了解をしますけれども、いわゆる審議をどういう形でやって、今現在こういう文章になったのかというのが、質問をしなければ分からない仕組みになっていますよ、全て。ですから私聞いているんですよ。審議過程が、ではどういう審議をしたのかということになるんですよ。もちろん18年度以降の事業計画というのは、16年なり17年を通過いかないと難しい事業であるということは百も承知をしています。しかし今言ったように、住民や郡民の皆さんは、こうしたたぐいの公共料金が合併したことによってどうなるんだということは、注目の的なんです。ですから私は必要以上に聞いている訳です。ですから私は、いま今日ここですぐ出さなくたっていいですから、会長、専門部会における審議過程における資料は、ぜひ提出していただくようお願いしたいと思います。

議長 これ会長からの意見ですが、介護保険、これ3年に一度ずつ見直すということはそのとおりです。それで各町村もいずれ3ヶ年を経過いたしまして、15、16、17とこの3ヶ年の計画を見

直しまして、介護保険料金をそれぞれ設定をしたはずですが。その際に設定をした金額は、恐らくは前回の3ヶ年と同額の金額でもって据え置いた町村もあります。それから、引き上げをいたしたといってもそんなに、100円か200円ぐらいの金額でとどまっているはずですが。18年度以降の介護保険計画のもとで、これまた推計をしながら積算をしていくんだと思うんですが、恐らくはこれだってそんなに大きな引き上げの額にはならないというふうなことでこのような提案になっておるのではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうかね。

そのほか、どなたかご意見ございませんか。

千葉伍郎委員 会議をスムーズに進めたいから私は言っているんですよ。次回でもいいですから出してくれませんかという質問の仕方をしているんです。

それで、2,669円あるいは限りなく2,700円に近いということになりますと、志波姫町の場合は2,000円ですから、少なくともこの介護保険料を、今現在でどれだけ一般会計で財源を投入しているかというのもある訳です。恐らく生でこの2,000円とか、2,400円とかという形で決めているとは思われないんです。そうしますと、新市における財政の投入の仕方についても一定の議論をして欲しいなという考えもあるものですから、2,700円前後でありますと、例えば私たちの本町の場合は2,700円ですから議論らしい議論にはならないんですが、2,000円の志波姫ですか、この地域住民の皆さん方は合併して2,700円に限りなく近い数字になるんですよというお話を聞いたときに、さっぱり合併していいことないのではないかという話になるから、専門部会でそれぞれ検討した資料の提出だけはしていただけないかという言い方をしているんです。

議長 事務局、どうですか。

濁沼事務局次長 先ほど申し上げましたように、その2,669円、これ現行の料金体系を新市で一本化した場合に2,669円になると。それに至ったいろんな資料はあります。ただ、その資料は今ご質問がありましたように、18年度からの料金体系の積算資料ではありません。今の現行料金を一市にした場合2,669円に至った、そういう積算の資料はあります。ただ、18年度以降の資料については、新市の次期計画の絡みもあります。この計画をどのような計画にするか、それによってその料金体制が違ってきます。その部分については残念ながら部会の中では持っておりませんし、これは17年度にまた新たに3ヶ年計画を見直し策定する中で金額を試算し、積算していくということになります。資料としては、2,669円に至ったその資料は提示できますが、その資料は18年度以降の料金の積算の資料にはならないかと思えます。

議長 はいどうぞ、千葉委員。

千葉伍郎委員 そうすると、この文章そのものは極めて合併ありきの文章ですよ。この文章自体が。いってみれば、合併をした段階でどういう形になるだろうなというのは、どなたも注目の的なんですよ。介護保険料、国保税だとか。これが、今の話を聞くと18年度以降なんていうのはまだ眼中にはないんですね。積算もしていない。そういうことであれば、この文章にとどまざるを得ないというのは理解できない訳ではありません。一体その専門部会で、では何を議論してきたんだと。全部の料金を足したら2,669円になったという話だったら、こんなもの聞かなくたって計算すればわかっているはずですよ。そういうことではなくて、やっぱり合併をして最初の取っかかりの18年度の改定期には、介護保険はどのような形で推移をしていくのか、これは町民、県民の最大の関心事ではあり

ませんか。国保税と同じように、合併をしたらこういうふうには利点が出ましたと、サービスは高く要求は低くと、こういう形に集約されたんですよということが強調できるのではないんですか。検討も何もしていないものを、よくもこういう文章を出すものだと思っているんです。それは全く、専門部会で18年度以降の仮定の事業計画それ自体も検討したことがないということですか。ここだけ聞かせて下さい。検討したことがないのに、資料なんかある訳ないんですから。

議長 そのことについて、答弁。

濁沼事務局次長 多分、お分かりだと思いますけれども、各町村が介護保険計画を持っているのは5年計画であります。持っている5年計画なんですけど、これを具体的に3年ごとに見直しをするという部分で、今10ヶ町村では19年までの計画を持っております。15、16、17、18、19。ただ、3ヶ年でまた新たな計画を立てるということで、これを18年度以降の料金体制をどうするかといいますと、各町村が持っているような、本来ですと17年度に計画策定見直しをする、その計画作業を合併協議会、今の時点でできるかという部分です。これはできません。この部分については17年度に計画見直しするというので、先ほど言いましたように今言えるのは、例えば18年度の保険料はどうかと、15年度と同じような給付関係をした場合、それは2,669円の金額になります。ただ、これは17年度に新たな5ヶ年の計画をまた具体的に見直しをすると。果たして新市としてどういう給付内容がいいのか、それも見直しをするということで、その額は今お話ししましたようにお示しすることができない。ただ、15年度と同じような給付内容をするとした場合には2,669円になりますということでありまして。

議長 以上のような事務局答弁です。

そのほかご意見。遠藤委員。

遠藤 實委員 志波姫の遠藤です。

今、千葉委員が志波姫を代弁して意見を言ってもらったのかということで感謝をしておりますけれども、小さい志波姫町のサイドから言わせていただきますと、月額保険料は2,000円と。今度17年度まではこのまま行きますよと。なお、新市においては現行どおりと。先ほどお聞きしますと、シミュレーションで2,669円、約2,700円だとしますと、仮にその数字に近い、あるいはそれ以上超えとなりますと、少なくとも志波姫町の介護保険料が約40%アップと。やはり住民サイドから考えますと、少なくとも今はマンツーマン、何といいますか、介護される人あるいはする人が、お互いにするの方が少ないから結局保険料に跳ね返ってくると。それが逆に栗原が一つになって市民になった場合には、マンパワーの数も増えますよと。したがって、受ける人も増えるでしょうがマンパワーも増えるということになれば、基本的には額は別として下がるのが通常、広域合併した場合の福祉についてはそれなりに保険料に跳ね返ってくる分が少なくなるのが、私たちの感覚ではそう感じ取っている訳です。一般会計で幾ら出したかというようなことは別にしまして、志波姫町においては1人2,000円の保険料で当分の間、まず17年度までは行きますよということで今やっている訳です。それが合併後において、シミュレーションが正しければ最低2,700円に上がりますよということ、1割アップどころか3割、4割アップの結果になる訳です。その辺をどのように我々が町民に説明したらいいのかなどこの資料を見てから感じておりますけれども、それが逆にいえば合併かなど。合併だからそういう面もありますよということも調整と申しますか、歩み寄りが必要なのかとも考えますけれども、余りにもこ

の差があり過ぎるということで、どのような説明をしたらいいのかなということで今立っておりますけれども、何かその辺の、資料は資料として町民の方々に3割5分アップする理由をどのように説明したらいいのか、ご享受あれば幸いです。よろしくお願いします。

議長 今、遠藤委員から質問された内容、答弁できますか。

千葉事務局次長 ただ今のご質問の件でございますけれども、各町村で保険料の違いはどうしてかということになるかと思っておりますけれども、これはあくまで給付量、マンパワーが増えましてもインフラ整備が進みましても、あくまで対象者の方がそのサービスを使ったかどうかで給付費に跳ね返ります。各町村おのおの今計画を持っている訳でございますけれども、この推計の仕方も恐らく各町村一律ではないと思います。例えば個別のサービス、ホームヘルパーであれデイサービスであれ、全体の100%の中の何%を上限に見たかと。その利用率を見て総体の推計をしているはずでございます。ですから、各町村実際に何%の方が何%各サービスを使っているか。それによって次期保険料にも跳ね返ってくるということになるかと思っております。したがって17年度に見直す18年度以降の保険料につきましては、総体、全体の市の中で各サービスを何%使ってみるかということで初めて一つの計画というふうになるかと思っております。現段階で、先ほど申しました2,669円という数字につきましては、今ある現10ヶ町村の計画の中を、悪く言えば集めた形で試算するとその金額になるという意味でございます。

議長 そのほかございませんか。なかなか質問の内容にぴたんとした答弁もないようです。これは大変難しいところだと思っております。そのほか、もしご意見あれば、ご質疑。はいどうぞ、石川委員。

石川正運委員 築館の石川でございます。

まず、1番目の事業についてお伺いしたいと思います。平成18年に次期計画策定と、これは当然だと思っておりますけれども、今現在、各町村で横出しとか上乘せ事業を支援の部分でやっていると思うんですが、そういう町村があると思うんですけれども、このことについては一本化になったときにはどういうふうにしていくのか。切り捨てるのか。その部分をどうしていくのかまず1点と、2点目はいわゆるケアプランどおりやっているかどうか。いわゆる水増し請求、こういうのが過般新聞でもありましたけれども、やはりこういうことにつきましては、水増し請求等は住民が主体となる、今度新たになる市が監視といいますか、そういう体制を作るべきだと思うんですが、このことをどう考えていくのか。

もう一つは、介護待機者の対応の仕方、この3点についてお伺いしたいと思います。

議長 今の石川委員から話をされた内容、専門部会かなんかで論議した経過がございますか。あれば。

千葉事務局次長 ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

まず、介護保険上の上乗せだったり、法定で決められている時間数の上乗せあるいは横出し、メニュー以外の横出しですか、この部分は郡内ではないと伺っておりますけれども。ただ、高齢者福祉等の方で、例えば補てんする部分については一般会計の中では見ている部分はあるというふうに認識しておりますが、介護保険制度そのものの上乗せ、あるいは横出しというものは、たしか郡内には実施町村はないと思っております。その部分は当然、高齢者福祉の面にも関わる部分でございますけれども、それにつきましては、悪くても現状の維持というふうな考え方ではあります。それから、いわゆる水増し請求の関係でございますが、これは全国どこでもそういったことがあってはならないということで、支援

センター等々でもその辺のチェック機能は十分な形を持って実施するよという事で、各町村対応はしてございますが、都市部を中心としてそういったことが多々聞かれる場合もございませけれども、これにつきましては、今にも増してそのチェック機能を充実していくというふうな考え方であります。

議長 今の答弁でよろしゅうございませか。

事務局 詳細については、部会長の方からちょっとお答えしたいと思ひます。

後藤保健福祉部会長 お答え申し上げます。

ただ今の施設におきまして、待機者の状況はどうなっているかと。解消されるのかというお話でございました。実際、一迫の例をとりますと、施設であります山王特養ホームにおきましては、待機者の状況は約200名を超えている状況でございませ。郡内の施設、老人保健施設なりその特養施設、そういう施設についても相当の待機者がございませ。国の方の指導からいきますと、要するにそういう施設利用は今後減らしていきますよと。在宅の方に重点を置いて、その計画を進めていきますと。在宅といひますとデイサービスなりショートステイです。その辺が在宅の取扱いになってまいります、もちろん居宅での介護も在宅になりますけれども、そちらの方に方向が向かってあります。ですからその待機者が一度に解消されるとか、そういうことは今後よほど国の方の制度の方針が変わらないということであればなかなか難しいのかなというふうにお考えであります。以上です。

議長 ただ今の内容。石川委員。

石川正運委員 1番目の横出し、上乘せなんです、郡内ではないということでありませけれども、ないといひながら一般財源で補てんしている部分もあるんだと。ということは、あるということなんですよね。いわゆる介護を受ける方から見れば、そういうサービスは受けているということなんです。このことはそうしますと、この介護保険の事業の中では行わないけれども、いわゆる市になっての一般財源の中でもそういうのは面倒を見るといひませか、そういう考えなんです。まず、それが1点と、2番目のいわゆる監視体制といひませか、このことにつきましては現在は支援センター中心にやっているというようなことなんです、チェック機能を高めることといひのは、やはり新市になれば一つの窓口を設けながらそういう機能を、体制をしていかなければ、支援センターに任せるといひませか、そういう形の中ではチェック機能は果たせないのではないかと、こう思ひますので、この事業の中にやはりこういう窓口を取り入れるべきではないかと。もう一度お答えを聞きたいと思ひます。

待機者につきましては今後は在宅とか居宅とか、そういう方向だといひませけれども、一迫についても200名も待機者がいるということですから、これは待機者側からすれば、あるいは家族からすれば本当に大変な問題なんです。一迫で200名といひますことは、郡内全体で考えればその何倍でしょう。だとすれば、居宅とか在宅といひませても、今家族の中でもみんな勤めているものですから、結局はそういう介護を受けようとする老人の方々が不自由な思い、寂しい思いをする訳です。だとすればやはり、新市においてはそういうのを解消するよもっとも努力とか前向きなことを検討すべきではないかと思ひます。ぜひその辺をお聞かせをいただきたいと思ひます。

議長 答弁して下さい。

千葉事務局次長 それでは、まず1点目の横出し、上乘せの関係でございませが、これは多くの町村は補助事業を中心にそういったことをしている状況でございませ。当然、その部分はそういった事

業を取り入れながら新市でもやっていくものと思われます。

それから、チェック機能の充実なんですが、今のお話ですと組織体制を、そういったものを個別の窓口なりを作ってチェックすべきではないかというお話しでしたが、その辺の具体的なところまでは部会、それから幹事会の方でもまだしていない状況でございます。

それから、施設を中心とした介護保険の受給者の待機状況でございます。これにつきましては、郡内の施設につきましても、宮城県の保健計画にのっとった病床数なり入所者数が決まっております。従いましてこれらの、例えば栗原圏域で何床という計画の方の拡大が図られない限り、勝手に誘致して病床数なり入所の部屋数ですか、これをふやしていくことが難しい状況でございます。ただ、先ほど一迫の山王という特養ホームがございますけれども、こちらの方で待機者が200人を超えていると。それだけ需要はあるということでございますので、これはケアマネージャーの方で在宅のサービスをうまく回しながら対象者の方に、なるべく困らせないような形で鋭意努力していく以外ないのかなというふうに考えております。

議長 よろしゅうございますか。石川さん。ではもう一度、事務局からあわせて答弁するものがあります。

二階堂事務局次長 介護待機者の関係ですが、協議第40号で、第4章に建設計画ということで既に提案をしております。その33ページに、高齢者や障害者が生きがいを持てるまちづくり、この中に総合的な福祉の推進ということで、在宅福祉の充実なり福祉施設の充実ということで、考え方を載せてございますので、こちらの方、これまでも将来の福祉のあり方については協議をしているということでございます。

議長 それでは、1時間経過いたしましたので、まだまだ質疑があるようですから、ここで暫時休憩いたします。休憩時間は、40分まで休憩をいたします。

午後2時32分 休憩

午後2時42分 再開

議長 それではよろしゅうございますか。着席、お済みでございますね。

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

質疑を承ります。加藤委員。

加藤雄八郎委員 若柳の加藤です。

私は、要介護認定訪問調査事業について、お伺いをいたします。

一番下を見ていただきますと、10ヶ町村が同じ文句で一字一句変わらずに出ておりました。お役人の発想かなと思っておりますが、それについてお聞きをいたします。

保険者がということで、訪問調査の統一性と公平性の確保が大前提であるとなっているんです。そうして、保健師、看護師が訪問調査をやっているということで出ております。

それではお聞きをいたしますが、なぜ看護師、保健師でなければならないのかと。一般の資格があるのかどうかからお聞きをいたします。

議長 今の質問わかりますか。

千葉事務局次長 この資料につきましては、各町村の現況の調査員ということで載せている資料でございます。それで資格についてです。その辺大変申し訳ないのでございますが、看護師でなければ

ならないかどうか、その辺ちょっと確認しておらない状態でございます。大変申し訳ございません。

議長 加藤委員。

加藤雄八郎委員 私はケアマネージャーの資格があります。随分前に取ったのが、勉強のために取ったのですけれども、実際この訪問調査員、資格はないと思います。町職員であろうとケアマネージャーを持っている者であろうと、ないと思います。ただ、この訪問調査によって、介護度が全部変わるんです。つまりデータがそこで入ってしまう。その訪問調査をして、その調査の事項を変えることによって、要介護度4が5になったりする。それにそういうデータを出すものですから、介護認定審査会ではそのデータに基づいて、コンピューターでぼんと出るということになりますから、当然その訪問調査委員の公正性は必要だと。ただ、あれはだれも資格がなくてもいいはず。ケアマネージャーが1人いて事業所を起こせば。民間だと1件当たり1戸の訪問調査をすると3,000円なんです。ところが役場職員なものですから、この訪問調査費を受け取っていない。全部町負担になっている。そうして片っぱは看護師、保健師ですよ。資格を持っているいろいろそっちの方で働かなくてはならない者が、今訪問調査でやっていると、本来からいうと土曜日も日曜日も相手先に寄って来て欲しいのに公務員さんだと行かない。そのようなことがある訳ですから、このまま新市に引き継ぎということではなくて、やはり社会福祉協議会にある程度任せて、民間の活力というかな、民間の人たちを入れる必要がある、育てる必要があるのではないか。一方においてこのように審査している、私も勉強したんですが困り込み、一つの訪問調査員とかケアマネージャーが、老人ホーム、老健施設、それから病院を持っていると。みんなそこに入れる。それも重い人、同じ要介護度5でも軽い人を入れると。重い人はどっかに行ってくれというようなやり方でやるんです。だからやはりこれらの公正性を見るために、ただ任せるのではなくて、介護支援センターとかももっと活用すべきだろうと思いますし、看護師、保健師も別な方で活用されるように新市において調整していただきたいと思っておりますけれども、会長としてどうでしょうか。

議長 ありがとうございます。貴重なご意見、そういうふうなご意見、いずれ加藤委員の意見は会議録にもきちんと載るはずですからして、そういうものを新市に引き継いで、効率ある訪問調査を行わせるというふうな方向で進めてまいりたいと思います。これは会長の意見です。このような方向以外にないと思いますので、よろしくお願いします。

そのほかございませんか。どうぞ。金成の飯田委員。

飯田 明委員 今、ちょうど出ましたので、それでは今の答弁に関連してご質問いたします。

要介護認定訪問調査事業になるんですけれども、これの文言の中に、介護が必要な状態にあるかを一定の基準によって確認をする行為で制度の根幹をなすとありますけれども、こういった調査というものは、あくまでも地域住民から申請がされた場合なんではないでしょうか。いわゆる申請主義のみなのかどうか。ちょっとそこら辺のところをお聞きしたいです。

そして、いわゆる申請主義でその部分だけ訪問調査を行うのかどうか。もしそうであるならば行政が、例えば申請しなくても積極的に調査を行ってデータ収集に努めるべきではないか。先ほど石川委員さんのチェック機能とか、あとそれから加藤委員さんの方でもそういった行政の取り組みなんかあったかと思うんですけれども、その部分確認のためにご回答お願いいたします。

議長 事務局。

千葉事務局次長 ただ今のご質問でございます。この介護保険訪問調査、この項目に限っては、申請による訪問調査になろうかと思えます。ただ、町の方では保健分野を含めた要介護状態になる前のケアという形で、各町村の保健師さん方が区域内の高齢者の方を中心に、状態把握ということでは行っているはずでございます。さらに民生委員さんの方々をお願いして地域の調査、そういったものも実施している状態でございます。以上でございます。

議長 飯田委員。

飯田 明委員 金成の飯田ですけれども、それでは介護が必要な状態である人、またはその家族が申請しなければ、その人はいつまでたっても自立ということである訳ですか、今の現状では。そういうことでいいんですか。

議長 事務局。

千葉事務局次長 はい。法的にはそういうふうになるんですが、先ほど申しました要介護度状態に陥る前の調査、これは郡内でいえば保健師さんたちが訪問しているはずでございますので、その時点で要介護度を申請した方がいいのではないかと、そういったことでケアはその件で回っているはずでございます。従いまして、全くそのままの状態にいるというのはちょっと考えにくいとは思っております。

議長 よろしゅうございますか。はいどうぞ、武田委員。千葉さん、今こちらを指名してしまった。申し訳ありません、その次。はい、武田委員。失礼しました。

武田正道委員 高清水の武田です。三つほど質問をしたいと思えます。

まず、認定審査会の部分と、それから要介護認定訪問調査事業についてです。これは先ほど加藤委員さんもおっしゃいましたように、新市民が全て平等に扱われるということが大前提だと思うのですが、この3番と4番の文言を見ますと、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとするという。これを読みますと、新市において調整するとは何を指しているのかがよく理解できません。どちら、3番、4番とも、どの部分を調整するのかが分かりません。

それからあと、それぞれの認定する査定、認定する機関であります。町村ごとにばらばらであります。このまま新市に引き継いだ場合に、町村ごとの判定にばらつきが出ないか。引いてはそれが利用者の不公平につながらないか。この辺はもしできるのであれば、合併までに統一することが不可能なものか。万が一、法的とかそういうもので不可能であれば、10ヶ町村の現在の調査員さんなり認定委員さんなりの協議会のようなものを作って、栗原郡内のそういう基準を統一することが必要なのではないかと思いますけれども、その辺はお考えでありますでしょうかということです。

それから三つ目は、断ち切れになりましたが千葉委員さんが最初にご質問されましたように、介護保険料について金額が大分上がる町村さんがいらっしゃるのですけれども、当然部会でもその町の担当者さんもお参加されての結論だと思いますけれども、この文言で想像するには誰が見てもやっぱり上がるんだと。第一段階でおよそ4,200円、第5段階で1万2,600円上がるけれども、これは大丈夫、うちの方の町は説得できますよという裏付けについた提案なんですか。

以上3点、お伺いします。

議長 今の内容について、答弁して下さい。

千葉事務局次長 まず、3番、4番の新市において調整するものとするという文言はどういう意味

かというご質問でございます。認定審査会につきましては、委員仰せのとおり現在3カ所、三つの認定審査会で実施してございます。ただ、不公平がないような統一はできないのかということでございますが、この3番目の文言につきましては、認定審査会につきましては、判定する委員のお医者さん、その他さまざまな委員さんがある訳でございますが、この栗原の地域を考えた場合、現在の三つぐらいの箇所は必要ではないかと。1ヶ所に集めた場合、逆に非効率的になるのではないかと。あるいは委員さん方の了解が得られるかということで、それで現行のとおり新市に引き継ぐとしてございます。当然、組織といたしましては一つになるものでございます。合議体という形で全部で何十という合議体にはなるかと思いますが、その中で統一した基準でやっていくと。なお、審査につきましては、現在も統一的なマニュアル的なものも出てございます。当然、日本全国どこで認定審査を受けても同じ判定になるということが大原則だよということで、介護保険の方進んでございますので、その辺はそういった意味でございます。

それから、要介護認定訪問調査事業につきましては、先ほど加藤委員さんの方からも公平を期すためにも統一した基準が必要ではないかと。訪問する調査員そのものもやはり同じ統一した基準を設ける必要があるのではないかとといった部分がございました。それで資料の方を見ていただきますと、現在の各町村の訪問調査員の現状ということで載せてございます。こういったところも、そういった意味も含めまして新市において調整するものとするという文言にしてございますので、ご了承いただければと思います。

それから、保険料の関係でございます。これにつきましては部会、幹事会の中でかなり額的には、例えば2,000円から2,700円の開きがございます。月額でございますが基準額で申し上げますと2,000円から2,700円の現状でございます。これは各町村で住民の方に理解を得て、この17年度は不均一で了解したのかというふうなことだと思っておりますが、（「上がることはかりでなくて了解したのか、各町村で」の声あり）この件につきましては、もし仮に17年度に統一した場合、先ほどの話になるのでございますが、仮に17年度に一つの保険料にした場合は月額2,669円という試算が出ておりますという話をもとに、その協議をした経過がございますけれども、介護保険の制度上17年度までは計画があるということで、不均一ということになったのでございますが、その後の一つにした場合、上がるということにつきましては、とりあえずその場面で住民に説明がつくかどうかという話は協議されていなかったと思います。

濁沼事務局次長 これは分科会、各町村の担当者がいます。それから専門部会、ここで当然意見調整されて、理解のもとに協議会に提案をさせていただいております。以上です。

議長 武田委員、よろしゅうございますか。

それでは、高橋委員。

高橋光治委員 金成の高橋です。

今回のこの介護保険事業というのは、17年度までですが不均一の課税で進めていくと。これはそういうことで確認、何回も言われておりますから、それで私もよろしいのかなとは思んですが、それは合併時、これまで議論になってきた介護保険その他の財政調整基金で持っているところもあるようですし、準備基金で持っているところもあるようですが、これらの残高の持ち寄りというのは、大体どれぐらいになっていくという考えであるか。この点の精査はしているかをお伺いいたします。なぜかと

いいますと基金その他の持ち寄りが、前回は議論になりましたけれども、これらによって、以降の保険料の関係というのは大分違ってくるのではないかとこのように私は思っているのですが、それらの検討はされたのかどうか。この点についてお尋ねします。

議長 今の基金、分かる方。

二階堂事務局次長 介護保険の財政調整基金につきましては前回ご説明したところですが、現在の介護保険計画の中でそれぞれ各町が運営をしていくということですので、一定のルールは設けなくて、その残高を持ち寄るといってご説明をしたかと思えます。ちょっと、幾ら持ち込むかという見込みは試算してございません。今の計画の中でとにかく運営をしていくというものでございます。

議長 高橋委員、今の答弁でよろしゅうございますか。

高橋光治委員 先ほど来から、次の見込みは2,669円とかいろんなことを言っているようですが、そういうようなものを見込まないでどうして2,699円なんていう線が出てくるんでしょうね。私から言わせると、準備基金をどのくらい崩せば、金成町だって、200円や300円、すぐ安くできるんですよ、そんなもの。流れが分かっていないのではないですか。私はそういうことから、ここにあるように14年度末、前回はその議論をしていると思えますよ。それで、築館町さんは財調基金ですよ。それから若柳町ほか7町さんですか、これ準備基金とかということで、基金14年残高を持ち寄りましょうということになっていると思えます。ですから、安く保険料を作っているところは準備金がいっぱいあってそれでも安くできているのか、準備金がいっぱいいっぱい、無くて、介護保険料だけが安いのかどうかという積算はしていかないと、継続していった以降に次の介護保険が続かないのではないですか。その辺、続くんですか。どこから銭持ってくるの。また上げるの、下げてよろしいの。この辺の目安はやっぱりしていかないと、17年度以降の介護保険事業の積算ができないのではないですかということをおっしゃっているんですよ。ここに出されているのは14年度末の基金残高だけではないんでしょうかね。私たちが持っているのは、そうすると17年度はどうなんですかという議論が、当然予測としては、推測としてはあってしかるべきではありませんかと。2,699円なんていう勝手なことが議論されているから私聞きたいんですよ。ないことならば、残された財調その他準備基金も含めて、これらが多いことならば2,000円以下に下がることもあるかもしれないとか、ないことならば高くなるんですよという話になるのではないんですか。どなたか分かる人、答えて下さい。

議長 今の内容、分かる方。

濁沼事務局次長 今お話しされたように、皆さんの財産の取扱い関係で、皆さんにお渡しした資料は14年度末現在の介護保険の財政調整基金は3億7,800何がしという金額になります。ただ、これは14年度末の基金であります。これが15年度の保険料の調整の中では、10町村で2億1,900万円ほどの基金を取り崩しています。ただ、先ほど言いました金額は15年度と同じような考え方、例えば15年度で2億1,800万円ぐらいの基金を入れた場合、これは15年で既にこのように入れておりますから、17年度2億1,900万円ほど入れた場合に、先ほどの金額の料金体系になるということになります。

それから当然、今度は18年度の問題が出てきますが、これは18年になりますと、町村によっては700円ぐらい高くなるという部分で、今度その時点で基金がどれぐらいになるか。当然、急激な保険

料の値上げを避けるために、ある程度の基金の取り崩しをしながら料金を低く、なるべく抑えるということになるかと思えます。ただ、これは18年度でどれぐらいの基金を取り入れて、取り崩して、どれぐらいの金額に抑えるかという部分については、これ非常に今の時点で難しいのですが、先ほどの17年度の部分については、2億1,900万円ほど基金を取り崩して料金を抑えているという前提条件になります。

議長 高橋委員。

高橋光治委員 実態は3億7,887万円から、もう2億1,000万円崩れているという実態ですよね。これが合併していった場合に、現在の17年は不均一で入れていくと。そうしたら登米郡などは合併時には残高の基金を持ち寄るといふ、第4項目で確認がされております。当栗原は、ここで確認をしないで財政の持ち寄りで多分確認をするんだと思うんですが、私から言わせるならば、こういうところも一項に、そういう説明があってもいいのではないかと思うんですが、これは栗原方式という理解なのかどうか。

そのほか、では今度合併した後に、18年度部分を持ち寄って、1回で介護保険計画を作りますけれども、たくさんの基金を持ち寄ったところは不均一を入れても優遇をするというような施策はあるのかどうか。この点についてお尋ねします。

議長 今の内容。

濁沼事務局次長 これは、例えばたくさん持ち寄った町村については、その町村に厚く充当するというかと思えます。これは、まだこれからの議論の協議の内容で出てきますけれども、国保税の取扱いとも同じような考え方がいろいろ出てくるかと思えますが、これは今議論されております。結論から言いますと、新市に持ち寄った基金を一町村のみに色分けをして基金運用をすることが望ましいかどうか。この部分については、国保税を例にとりますと、今いろんな部会なり幹事会なりでいろいろ議論がされています。そういう中での話でありますから、今、そうであると、それからそうでないということはお答えはできません。

議長 高橋委員。

高橋光治委員 そうしますと、ただ今は現在の介護料金と、今後の料金の議論をしていますが、全体的には引き継ぎをされる基金の残高などが明確にならないと、どちらがどうなるということがなかなか比較検討はできないのだという理解でよろしいのかどうか。そこだけはびちっと答えて下さい。

議長 事務局。

濁沼事務局次長 そのとおりであります。ただ、この財産の取扱いについては、既に協議第34号で個別の基金、これは介護の財政調整基金も含めてでありますけれども、一応皆さん方に確認をさせていただきました。介護については16年度の残高を全て新市に持ち寄るといふことで確認済であります。

議長 よろしゅうございますか。

ただ今協議議題にいたしております介護保険事業の取扱いについて、いろいろと今までご意見等がございました。問題は、この介護保険料の設定についてでございますが、これは今申し上げますように、新市になってからいろいろと議論をしていくというふうな方向で、できるだけこの引き上げ等についてはしない方向で、今事務局の方でもはっきり申し上げませんでした。やはり基金等を取り崩しながら

ら、これは設定できるものであろうと思いますので、新市にお任せをするというふうな方向で、この協議第41号は協議了承するというで決定していただきますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは異議がないものと認め、協議第41号 介護保険事業の取扱いについては、原案どおり決定することにしてまいります。

協議第42号 農林水産関係事業(その2)について

議長 続いて、協議第42号 農林水産関係事業(その2)についてを協議議題に供します。

これも既に説明が終わっております。内容についてご質疑等ございましたら、ご質疑をお願いします。これは以上の内容でよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

議長 異議なしということがございます。それでは……あるんですか。高橋委員。

高橋光治委員 異議ある訳ではございません。金成町として大変申し訳ないことなのかなと思いつながら、今回国営のかんぱい排水事業1であります。その中でこれ確認をさせていただきたいんですが、迫川上流地域の第1期、第2期、この関係の負担区分、当町の特別委員会の中でも議員さんから強いご指摘をいただきました。資料を見ていただければよろしいんですが、1期、2期工事、鶯沢町さんや志波姫町さんと同じなのに、金成町だけ負担区分が違つと。これはどのような経過でこういう計算になるのだということを強くご指摘をいただきました。調査をすれば多分、金成町の報告がまずいということの調査の結果が出るかと思いますが、委員の皆さんにここが違つのであれば訂正をいただくような格好にさせていただきたいものだ。ただ私が言いたいのは、専門部会やその他幹事会などを経てきながら、このような違つが堂々と合併協議会の中で資料提供されるということに対しては、会長の管理ミスもあるのではないかとということで、強くご指摘を申し上げたいし、金成町の報告が悪ければ、ぜひお謝りをして訂正をしていただきたいものだというふうに思つます。お願いします。

議長 これは恐らく金成町さんの方からの報告をそのまま記入したものであろうと思つますが、事務局いかがですか。その内容。

千葉事務局次長 ただ今の件につきましては、金成町さんの方から報告が来てございます。それでご提案申し上げた後でございました。本日、おわびを申し上げながら訂正方お願いしたいと思つます。他の町村と同じ内容だそうでございます。大変申し訳ございません。よろしくお願ひしたいと思つます。

議長 ただ今事務局方から報告がございました。金成町のいわゆるこの迫上流地区1期、2期の負担割合は、鶯沢町さんが左側にあります。右側に志波姫町さんがございますが、この率といつますが、この文言と同じというふうなことでご訂正をして下さい。はい、どうぞ。

高橋光治委員 ただ今丁寧な答弁をいただいたんですが、我が町も時間を使って特別委員会などでこういうふうにしてやっている訳です。ここにお集まりの50人の委員皆さんも、真摯になつてこの検討をしている訳ですから、金成町から届いたならばきちつと、金成町の私がもう1回発言しなかつて徹底をしていただくような方法論というのは、私はあつてしかるべきではないかと。私が発言しなかつたら、これはこのままで終わりということに進む訳ですか、会長。そこを私は指摘をしたか

ったんです。なぜかと言いますと、ほかにもありそうです。協議を終わった部分でも、当町の部分が間違いがございました。そういう指摘も届けていますから、ぜひ素直な気持ちで、私の金成町が悪いなら悪いで語ってもらっていいんですが、違う資料が皆さんに提供されることが心もとないので、発言をさせていただきました。どうぞ素直に訂正をしていただいてよろしいというふうに思います。以上。

議長 訂正をしたものを原案とさせて下さい。

それでは、この項については、今金成町の負担割合については訂正をいたしました。

以上の内容で、農林水産関係事業（その２）については、協議どおり了承することにしてよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

議長 異議がないと認めます。それでは、協議第４２号 農林水産関係事業（その２）については、協議原案どおり了承することに決定してまいります。

協議第４３号 環境衛生関係事業について

議長 続いて、協議第４３号 環境衛生関係事業についてを協議議題に供します。

このことについても、既に前回の協議会で説明をいたしております。ご質疑等ございましたら、お願いを申し上げます。ございませんか。協議第４３号 環境衛生関係事業については、質疑がないと認めてよろしゅうございますね。

（「異議なし」の声）

議長 それでは質疑なしと認めます。

それでは、協議第４３号 環境衛生関係事業については、協議原案を了承することに決定してまいります。

協議第４４号 その他の福祉事業について

議長 続いて、協議第４４号 その他の福祉事業についてを協議議題にいたします。

この内容についても既に説明を終わっております。直ちに質疑を許します。ご質疑。はい、千葉委員。

千葉伍郎委員 一つだけ。４番の敬老会の事業について確認をさせていただきたいと思います。

これによりますと、築館町の例により合併時まで調整するというところでございまして、築館町の方を見ますと、本町と対比をしてみましても、敬老会は私の方はさまざまな経過がありまして、７７歳となっておりますが、これは経過措置なしで合併後、築館町の例に倣って７５歳以下、祝い金の取扱いも含めて同じ扱いをするということ、実施をするというように理解をしいのかどうか確認をしておきたい。

議長 事務局、答弁。

千葉事務局次長 はい、そのとおりでございます。

議長 よろしゅうございますか。確認したとおりだそうです。

それでは、協議第４４号 その他の福祉事業については質疑を打ち切ってよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは質疑を打ち切ります。

それでは、協議第44号 その他の福祉事業についても、協議原案を了承することにしてよろしゅうございますね。

(「異議なし」の声)

議長 それでは異議なしと認め、協議原案をもって了承することに決定してまいります。

協議第45号 社会教育事業について

議長 続いて、協議第45号 社会教育事業についてを議題にいたします。

協議第45号についても既に説明が終わっております。ここでご質疑をお願いいたします。三浦委員。

三浦徹也委員 若柳の三浦です。

一番最後の9番目に、資料館等の観覧料は合併時まで調整するというふうになっておりますが、このことについては特別異存ある訳ではございませんが、各地域のこうした施設というのは、新市になると点在状態になると思いますけれども、地域の振興のため、あるいは市民の学習の場としても、非常に大切な施設になっていくのではないかと思います。このほかにも、各町村にはいろんな貴重な歴史的な資料、あるいは民俗的な資料、あるいは伝承文化的な資料というのは、いまだに数多く存在をしているのではないかと思います。これからは、非常に個人管理をしていくとか、あるいは地域管理をしていくとかといっても非常に難しい問題がたくさんあって、これらの貴重な多くの史料が散逸したり滅失したりしていくようであれば、栗原市としてまことに残念なことと思っております。

そこでこれらの史料の保存、修理、展示、学習の場として、資料館というもののあり方、あるいはこれから市として博物館としての建設等、こういったようなことについて新市の構想等があればちょっと聞かせていただきたいなと思って今お話し申し上げた訳です。よろしくお願ひしたいと思います。

議長 構想等も含めての今質問ですが、事務局説明して下さい。

二階堂事務局次長 お答えいたします。史跡、また民具というような郷土の民俗、そういったものの保存、活用、そういった将来的な考え方ということでのご質問かと思いますが、第4章の建設計画の38ページに、地域に根づいた芸能、文化のまちづくりという項目がございます。その下の方に主要事業ということである訳ですが、一番下に地域文化活動の推進。その中には史跡等の活用事項の検討を行ってまいります。さらには郷土博物館等の整備の検討も行ってまいりますというような事業概要を載せてございます。今ここでその建物を建てるといったようなことは明言できませんけれども、これから協議第40号の2で提案する予定でしたが、いわゆるこれまでの役場庁舎の多目的利用ということも考えてございます。新しい建物を作るか、既存の建物を使ってそういった展示等を行っていくか、その辺はまだはっきり言えませんが、そういった考え方は持っているということでございます。

議長 三浦委員、よろしゅうございますか。ありがとうございました。

そのほかご質疑。はいどうぞ、石川委員。

石川正運委員 築館の石川でございます。

7番目についてお伺いします。この社会体育施設、今10ヶ町村で45施設あるというふうな過般の説明でありましたけれども、いわゆるこの利用料金なんです、今各町村有料だったり無料だったりばらつきがあると思うんです。この利用料金については今後どうなさるのか。私は、やはりこういう施設は開放的にしながら利用していただくというのがいいのではないかと。ある町村では利用料金を取ることになったら、利用率が全然下がってしまったという例もあります。このことはどうしていくのか。

それともう一つは、この管理体制なんです、その施設によっては、あるいは町村によっては教育委員会が管理とか、瀬峰を見ると大半がシルバー人材センターを管理者としているというようなこともありますけれども、この管理については市が一本化していくのか、それとも業者委託のような形の中で管理をしようとしていくのか、その議論の経過をお聞きしたいと思います。

議長 二つの点について、答弁下さい。

濁沼事務局次長 使用料の関係ですが、これはこれからの協定項目の中で案件として、使用料、手数料の関係でまた別に説明させて、提案させていただきます。

それから管理の関係ですが、確かに今言われたように、使用料金等安くしたり無料にしたりすると利用状況が上がって、数多くの方に利用されるだろうと、確かにそういう部分があると思います。ただ、これは一つ物事の考え方なんです、使用者が特定される分については、やはりある程度の受益者負担の原則をとるべきだろうと。これは社会体育施設ばかりではないんですが、利用者なり使用者が特定されない不特定のものについては、これは無料とかそういう部分はあると思いますけれども、使用者が特定されるものについては、やはりこれは基本的に利用者負担の原則を基本にして、ある程度の使用料なり利用料を徴収するというを基本にすべきだというふうに考えております。

議長 よろしゅうございますか。なかなか難しい答弁をしましたが、はい、事務局再度どうぞ。管理体制。

濁沼事務局次長 これは管理体制ですけれども、町村によっては各地域に管理を委ねている町村もあるようであり、それから、町村が直接管理運営をしているという町村もあります。それらを含めてどういう管理体制が一番維持管理経費も含めてよろしいのか。これを新市において検討調整を、これから図っていくことが必要であるだろうということで、この問題については新市において検討を加えていくということにさせていただきます。

議長 石川委員。

石川正運委員 これも何度か、いわゆる合併のメリット、デメリットを、これから地区説明会等々行う場合に、当然こういう質問出ると思うんです。この合併協議会でもこのたぐいの質疑というのは大分ありますけれども、やはり合併前にこういうことぐらいはきちっとできるのではないかと。そういう利用料等々を、これからの説明会に行って説明を受けたときに、みんな新市、新市ということ自体がどうなのかな。やはり合併協の中でもきちっとできるものはあると思うんですけれども、その辺議論というのはどういう流れの中で議論しているのか。それだけ1点お聞きしたいと思います。

議長 はいどうぞ、事務局。

濁沼事務局次長 これは非常に難しい部分があります。例えば、お互いの10町村の現行の管理体制を思い出していただければ結構かと思うんですが、例えば平日については町職員が管理をしている施設もあります。それから土曜日、日曜日、祭日等については、ガードマンなり警備なりをお願いし

て管理をしている町村が多いのかなという感じがいたします。ただ、基本的な考え方としては、例えば郡内のいろんな社会教育・体育施設については、休館日等は統一すべきでないだろうと。少なくとも同じような類似施設があっても、郡内にはどこか日曜日でも祭日でも、例えば体育館なり図書館なりそういう部分は平日も含めてですが、どこかの施設は必ず利用できるという考え方で、部会では休館日は統一しないということにしております。ただ、今ご質問のありました具体的にどういう管理体制かと、先ほど言いましたように、地域によっては地域に管理を委ねている施設もあります。それからどいようですが町が、職員が管理をしている部分があります。それも含めて、皆さんがどういう使い方が一番しやすいのか、そしてなおかつ維持管理費、人件費を含めて効率のいい管理運営体制はどのようなか。それらをやはり新市において調整しながら統一的な考え方を持たなければならないだろうということで、新市において調整するという部分です。決して今皆さんがお使いになっている利用の仕方を後退するというものではなくて、効率のよい管理体制を新市において検討させていただきたいということであります。

議長 よろしゅうございますか。それでは社会教育事業について、質疑。津藤委員。

津藤國男委員 瀬峰町の津藤です。

1項目について、補助金等についてお尋ねをしたいと思います。まず、青年団体、それからPTA連合会、婦人会、子供会育成会、それからスポーツ少年団等々に補助金が出されているところと、補助金なしあるいは該当者なしというようなことでありますけれども、これについては新市において調整するとあるんですが、この補助金等については、該当していないところは恐らく出ていないんだと思うんですが、この会があっても補助金なしというような形で出されていないところがあるんですが、これらについては、新市においてどのように調整をされるのか。その辺が第1点。

それから、補助金等々の金額ですが、これが非常にばらばらであります。子供会育成会などは全然出していないところもあれば22万円ぐらい出しているところもあるし、該当者なしというところもある。スポーツ少年団等につきましても、あっても出していないところもあるし、30万円、40万円、24万円、32万円等々出ておりますけれども、これらをどのように調整をされるのかお尋ねをしたいと思います。

それから、これはできるかどうか分かりませんが、3の成人式の開催日についてですけれども、地方分権という流れの中で、この成人式の開催日は、成人の日の前日の日曜日というふうな流れの中で、いろいろな理由があつてどの町村もやっているんだと思うんですが、これは成人の日とすることができないものかどうか。その辺を確認ですけれども、式典開催を成人の日ということにできないかどうか。現在は前の日に、これまでも行っているんですが、それができるかできないか、お答えいただきたいと思います。

議長 今、二つの点について、答弁して下さい。お願いします。

濁沼事務局次長 社会教育団体等に対する補助金の関係です。この部分については、一応予定から言いますと、次回の協議会で補助金、交付金等の取扱いについてという協定項目の中で考え方なり詳細なりを提案し、ご説明を申し上げたいと思います。

それから、成人式の考え方であります。これは、前回の提案理由でもお話をさせていただきました。一迫町さんだけが8月14日の夏の開催日と。それ以外の9町村については、今お話のありましたよう

に、成人の日の前日の日曜日ということであります。これは、どうして調整内容として現況の9町村が設定しております成人の日の前日の日曜日としたかという部分でありますけれども、これは当然、成人の日の前となりますと、土曜日を入れますと3連休の中日ということになります。これは、成人者が例えば都会にいて、ふるさとに帰ってきて成人式を迎えるというようなことを考えますと、次の日月曜日だと、その次の日から仕事が待っているということで、これは参加者のいろいろな参加しやすい、出席しやすい日と考えますと、中日の日曜日が一番適当だろうと。そういうような考え方を現行の9町村の中で同じような判断があって、そういう設定をしたのだらうと思います。

新市においては、現行の9町村が設定しております成人式を成人の日の前日ということで、調整をさせていただきました。

議長 よろしゅうございますか。

それでは、次。

海老田慶子委員 高清水の海老田です。

芸術文化協会なんですけれども、これも新市においてということなんですけれども、これ、結局栗原市芸術文化協会というものができると考えて構わない訳でしょうか。

それからもう一つは、これは高清水町の町民の方から聞いてくるように話をされたんですけれども、茶道とか華道、そういった日本芸術というか、そういうものができるどころ、栗原市にそういう趣味を持った、栗原市民全員が一堂に会せるような場所をぜひ作っていただきたいんですけれどもという話なんです。それで古川市にはそういう施設があるんですけれども、栗原には何かそういう施設がないみたいなので、ぜひ新市になった場合作っていただくように。そしてまた、それを作る場合は町民、例えば芸術文化協会の方々とか交えまして、市民が本当に使いやすい場所、それから駐車場といったものをどういった施設を作ってもらいたいかということをぜひ聞いた上で検討していただきたいということなんです。この2点なんですけれども、よろしく願います。

議長 事務局、答弁。

濁沼事務局次長 初めに、社会教育団体等の部分でお話をいたします。

これも次回の予定なんです、公共的団体の取扱いという部分の協定項目の中で、調整内容なり考え方をお示ししたいと思います。ただ、今の考え方としては、やはり地域の特性を生かしながら当面は現行のとおり新市に引き継ぎながらも、事業統一できる部分については新市において統一する方向で調整していくという考え方であります。基本はどこまでも、その地域住民の方がどのようにしたら参加しやすく、出席しやすいのかと。また日常活動がどのような内容だとししやすいのか、それを基本に組織の再編成を考えていく必要があるだろうというふうに考えます。

それから、施設の建設の関係については、計画班の次長の方から説明をさせます。

二階堂事務局次長 建設計画の第4章、また38ページなんですけれども、ここにも伝統文化の継承と創造という中で、一番下に芸術展や美術展の開催、こういった事業というものも取り込んでいくという計画はあります。取り組むという姿勢はあるんですが、それでは建物を建てるかどうかということにつきましては、当然それなりの財源が必要になってくる訳です。その辺につきましては、今ここではっきりは申し上げられませんが、もし建てるとした場合はやはりそのような意見も取り入れながら建てて欲しいという希望、そういったことは拝聴しておきたいと思えます。

議長 海老田委員、よろしゅうございますか。どうぞ。

海老田慶子委員 分かりました。よろしく申し上げます。

議長 伊藤委員。

伊藤竹志委員 鶯沢の伊藤です。

入館料の件なんです、マインパークは入らないのかなと。一つこれ質問です。町営ですので。

それとあと2点目です。先ほどの石川委員の質問と関連するんですが、調整というのはやむを得ないというお話が先ほどありまして、さらに公民館等はそれぞれのどこかの日は開いているというような状況にしたいというのはご回答もあったかと思うんですが、公民館、図書館は全国的に月曜日休みと、皆さんもう定着しているんですね。なぜそういうところで調整できないんですかというような疑問を私持つんです。

それから、図書館、図書室の運営については現行どおり新市に引き継ぐと。実をいうとまちづくり検討委員会の方に意見書が出まして、読書クラブかなんか分からないですけども、そちらの方からも新市になるんで図書館を充実して欲しいというような意見もあって、これは文書を私も読んだんですけども、今まで鶯沢の町民は築館町の図書館を利用できなかったんです。町が違いますから税金も払っていないですし。あなた鶯沢だから使えないよと断られるものだったのが、今度使えるようになる訳です。それでしたらまた築館に行かなくても、鶯沢で築館の図書館から取り寄せられるだとか、いろんなメリットが出てくる訳ですから、この辺も現行どおり新市に引き継ぐと一般的にするのではなくて、図書館の施設をぜひ一つの財産としてやっていくとかいうような、具体的な書き方があるのではないかなというふうにちょっと私も感じるんです。

最後に聞きたいんですが、先ほど介護保険のときも私思ったんですけども、発言者が多いので控えたんですけども、この提案をするに当たって一体合併するときのメリットというのはどこに出しているのか、ちょっと事務局に聞きたいんですが。また協議するのにおいてそういう観点というのは入っていたのかどうか。というのは町民、郡民に一昨年12月に合併するとこうなるよと、すばらしいよというようなチラシをみんな見ている訳です。その割には出てきた内容が、そういうものが見えないという声があるんです。今回の提案は、こういったメリットが出ているんだというようなちゃんとした説明があれば、先ほどの介護保険で値段が400円上がるんだとおたおたすることなく、値段は上がるけれどもこういうメリットがあるよというような説明ができるのではないかと思うのですが、そういうことができないことに非常に不安を感じるんですが、最後にその点をお聞きしてお願いします。

議長 難しい質問がありますが。答弁して下さい。

濁沼事務局次長 ここで社会教育施設ということで施設を出しています。マインパークについては観光施設ということで、あえてこの社会教育施設の中にはマインパークは入れておりません。

それから、図書館の関係であります。これは、図書館公民館の運営については現行のとおり新市に引き継ぐものとするということにしてありますが、これは考え方、部会でこのような考え方を持っています。築館町立図書館を中央館として、それから各町村の公民館図書室等を地域館として運営していくというような考え方を持っています。公民館図書室、これは社会教育法での位置付けであります。それから、図書館については図書館法の法律の位置付けであります。これは二つ、お互いの図書館と図書室、どのように違うかといいますと、公民館の図書室でありますと、仕分け法の問題があって、コピーとか

いろんなビデオの貸し出し等がいろいろ問題があるということになっています。

それからいろんな図書関係を、郵便で郵便規則によってそういうものは不可能という部分が公民館図書室であります。

それから、図書館法の図書室は、いろんな図書関係は複写サービスができますと。それからビデオの貸し出し関係も著作権法に触れないでできるという部分があります。それから、図書関係を郵送で貸し出しもできると。それからもう一つは、全国の図書館や国会図書館から本なんかの借り入れができますという部分です。

今言われたように、考え方は築館図書館を中央館として、そしてその各公民館の図書室でその郡内の蔵書の部分を確認できると。例えば栗駒の図書館になくても、図書室になくても、これからのインターネットなんかの部分が出てくると思うんですが、そういう部分で例えば見たい本が築館の図書館にあるということが確認でき、場合によってはそれを図書館まで行かなくても使えるような方向にこれは検討すべきだろうというようなことで、そのような方法で調整をしていくということにしております。

それから、休館日の関係なんですが、これは先ほど言いましたように、ほとんど社会教育施設は月曜日の休館日が定着しているのかなど。ただ先ほど言いましたようにそれはそれとして、やはり同じような施設の場合には、栗原郡内のどこかの施設は必ず開いているというようなことで、地域の方々がどこかでは必ず使えるという方法を検討すべきということにしております。

それからあと入館料や観覧料の関係なんですが、これは先ほどのこの資料の中にもありますけれども、施設によっては若干料金が違います。これはなぜ調整するかという部分から言いますと、例えば今までの施設ですと、施設一つ一つで入館料を徴収していましたが、新市になった場合周遊入場券、こんなようなことも検討すべきだろうと。そうしますと、料金的には統一した料金で調整するのが望ましいだろうという前提でこのような調整案とさせていただきました。以上です。

議長 伊藤委員、今の回答でよろしゅうございますか。はい、メリット。

鈴木事務局長 目があったせいか私というご指名いただき、非常に辛い部分がございますけれども、一口にそのメリットといいますが、そういったものを例えば伊藤委員さんは何というか、具体的な表現の中で求めているのか、例えば個々の協定項目調整案の中にそういったものを示して欲しい、示すべきではないのかなという部分もあるのかもかもしれません。ただ、はっきり言わせて、いろんな先進地に行ってもそうなのでございますが、例えば合併してどうでしたと、効果はいかがでした、よかった点はどうでしたというお話を聞いても、合併して半月、半年、1年で本当に効果というのを示すことはできません。これは皆さんでいい市に作り上げていくという姿の中で合併の効果というのとは上がってくるという、いろいろそういうご意見もいただきました。非常になかなか難しいんですけども、こういったさまざまな調整案を皆さんで作りに上げて、よりよいまちづくりに向かって皆さんで作りに上げていく。何といいますがそれが必要なのかなというふうにししか私、今のところ言えない部分があります。よろしくどうぞ。

議長 それでは、社会教育事業について、ありますか。石川委員。

石川憲昭委員 一迫町の石川でございます。

成人式の開催についてなんでございますけれども、10ヶ町村のうち我が町だけは夏にやっているのでございまして、これ新市において調整内容が書いてあるようでございますけれども、一迫の場合はア

ンケートをとりまして、夏がいいか冬がいいかということは、数年来から協議してアンケートをとって、夏がいいというのが3分の2くらいあるんです。これ調整案でいきますと、おそらく1,000人を超えるような成人式の人数になる訳でございますけれども、そういった場合、場所の問題も出てくるのではないかなと思うんですが、例えば1回にやるとなれば、文化会館でも恐らく入り切らないのではないかと。そうした場合、では地域にそのまま引き継いでいくかということになりますと、これもまたなかなか大変なことだと思います。参加者はいいかもしれませんが、担当する市長が1人で、三役というふうなことになりますとこれも割り切れないということもありまして、どういうふうなこれからはその辺の調整をしていくのか、1点お聞きしたいと思います。

議長 その内容、「場所」の声あり）場所とか方法。

濁沼事務局次長 お答えいたします。

これも部会でいろいろと議論されました。例えば17年度、約1,500人ぐらいの成人者が出てくると。それを郡内において、例えば1ヶ所でやった場合に、それなりの入れる人数の施設があるかということも話題になりました。具体的にはその持ち方についてはこれから、例えば1ヶ所がいいのか、それともその町村ごとがいいのか、場合によっては2ヶ所ないし3ヶ所にした方がいいのか。それらはこれから協議を進めていかなければいけない部分があるだろうということに部会ではなりました。ただ、新市においてある地域は夏、ある地域は1月という部分はすべきでないということが部会の調整内容であります。以上です。

議長 よろしゅうございますか。武田委員。

武田正道委員 高清水の武田です。

私も3番の成人式についてお伺いしたいと思います。なかなかあいまいな表現が多い中で、成人の日日はぴたっと決まっている訳なんですけれども、成人の日のいわれは皆さんもう既にご承知だと思います。ただ成人式については、いわゆる各市町村でやっている成人式についての定義というのはなかなかいろいろあいまいなものだと思います。それでいわゆる成人式そのものが、まずちょっとした疑問があるのは社会教育事業になるのかどうか。市町村が主催して行う成人式が社会教育事業になるのかどうかということです。ほかに行事がある中、たくさんありますけれども、成人式の開催日だけここに、社会事業にわざわざ明記しなければいけなかった理由が、通常の例えば事務の業務の間で日付等は決められることもないと思うのですけれども、協定項目の中にわざわざ成人式の日をちを入れたということには何か意味合いがあるのかなと。

それからあと最近の成人式の、幸い栗原ではないようなんですけれどもいわゆる荒れる成人式です。世間では何とかしようとしていますけれども、成人になる方のアンケートとかご意見を聞いてみますと、彼らの望む目的が今現在行われている成人式とはかなり違ってきているのではないかと。式そのものを否定するものではありませんけれども、いわゆる成人式が、例えば同級会とかそういうような意味合いのニュアンスで集まってくるというのであれば、それがいわゆる社会教育事業としてここにぼんと明記する意味があるのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

議長 いいですか。

濁沼事務局次長 今言われたように、成人式が社会教育事業として公民館なり教育委員会なりが主催してすべきなのか、それともこれは式典でありますから町の例えば総務課なり、そういう部分で主

催すべきかというような部分だろうと思います。これは町村によっては、これまでの経験の中で総務課、町として成人式をします。これは社会教育的事業ではないということでやった町村もあります。ただ、少なくとも今町村においては、ほとんどが教育委員会が主催をしている、実施をしているということであり、ただ、この持ち方についてはこの部会でいろいろ議論されました。例えば、この前の1月の成人式でも大分問題になった市も他にはあるようでもあります。そういう中で、果たして成人式がこれまでの持ち方としていいのか。逆に町が教育委員会なり、それから町なり担当する部署が違って、そこまでこれからずっと開催し続けた方がいいのかという議論も部会で出ました。ただ、それらも含めてこれは具体的なその持ち方については、この調整内容であります。新市において調整すると、この内容についてはこういうことにさせていただきました。ただ、これは現行の町村でもいろいろな成人式の実施委員会みたいなものを成人者を入れて作ったり、それから青年団が中心になっていろいろな後押しをしながらやっている町村もあります。これらも含めてまず皆さんが、成人者が参加しやすい、出席しやすい内容でその調整をしていくということで、このような調整内容となった訳であります。以上です。

議長 今の答弁でよろしゅうございますか。

それでは質疑、よろしゅうございますか。（「はい」の声あり）

それでは、協議第45号 社会教育事業については質疑を打ち切ります。

社会教育事業については、ただ今協議をいたしました原案をもって了承するということでよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

議長 異議なしと認めます。協議第45号 社会教育事業については、ただ今協議いたしました内容を了承することに決定してまいります。

ここでちょうど時間でございますが、4時まで暫時休憩をいたします。

午後3時52分 休憩

午後4時01分 再開

議長 それではよろしゅうございますか。

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

協議第39号の2 児童福祉事業について

議長 これから協議第39号の2 児童福祉事業についてというふうなことで協議議題に供しますが、協議議題に供する前に、事務局の方から資料等について説明をいたさせますのでお聞き取り下さい。説明して下さい。

千葉事務局次長 協議第39号の2と次第の方になってございます。このことにつきましては、この資料につきましては、前回正式協議いただいた協議第39号の児童福祉事業について、この資料をもって調整案の提案とさせていただきたいと思っております。

それで前回、委員各位から出生祝い金関連につきましてご意見をいただきました。それを受けまして、部会の方で再度協議いたしております。その内容につきましては、少子化対策の一環で出生祝い金の方、支給事業を各町村やってございますけれども、現在国のエンゼルプランという計画に基づき、各

町村で少子化対策の各事業についてはさまざま実施しているということになります。

検討されてきた内容につきましては、出生祝い金支給事業、こういう一時金の支給よりも、やはり総合的な中で子育て支援、こういったものにも関わる部分の事業を優先させたいと、そういう必要があるのではないかという意見が多くございました。例えて申し上げますと、先ほど確認いただきました乳幼児医療費の助成、そういったものの方に給付されるものに充当すべきではないかということが協議されてございます。さらに少子化対策につきましては、平成17年度から新たに次世代の育成行動計画、こういったものに基づき少子化対策を展開していくこととなっております。その中で総合的に少子化対策を盛り込むこととなるということでございます。

さらに出生祝い金の支給につきましては、これは財政的な部分でございますけれども、現在4町で実施してございます。それで資料の方にもあるんですが、平成14年度の実績で、事業費の合計が1,138万円というふうになってございます。それで、前回ご提案申している調整案につきましては、新市全体で、築館町の例により小学校の入学時にまず入学祝い金10万円を支給するというもの。それから、出生祝い金については一迫町の例によって第3子に10万円、それから第4子に20万円、それから第5子に30万円支給という内容でございます。これらの事業費につきましては、総額2,260万円ほどの事業費が必要になります。現在の事業費と比較して1,120万円ほどの上乗せとなります。それで資料の中にもございますが、例えば瀬峰町さんの例で全市で実施することにいたしますと、6,700万円ほどの上乗せの経費がかかるということを試算してございます。この事業だけでこれだけの上乗せが可能かどうかということで、財政的には非常に厳しいものになるのではないかとということで協議されております。さらには保育所の措置費の一般財源化なども言われてございます。それらを総合的に勘案いたしますと、この一事業でもって5,000万円、6,000万円という上乗せが可能かどうかということで、前回と同様のご提案でご協議をお願いしたいということでございます。

よろしくご協議していただきたいと思います。

議長 今、事務局から説明がありました。

協議第39号の2というのは、第10回の際に協議第39号で協議をいたしました児童福祉事業についてという資料と、継続審議ということにいたしました結果的には内容は同じというふうなことで、再度ここで協議をしていただく訳でございます。

今事務局から説明がありました。これらをもとにいたしまして、協議第39号の2として児童福祉事業についてを協議議題に供します。

ただ今説明した内容等をもって、内容も含めてご質疑等ございましたら質疑を願います。加藤委員。

加藤雄八郎委員 私は前回児童クラブ、若柳の利用料が6,200円ということを指摘をいたしました。どのようになるかということでお話ししたんですけれども、今回提案をされたのかと思ったら説明がありませんでしたので、もう一度お答えをいただきたい。

千葉事務局次長 大変失礼いたしました。

前回、加藤委員さんの方から、児童館の管理運営事業とそれから学童保育事業の関係で、各町村違いがあると、その辺の整合性はどうかとといったようなことでご質問がございました。これにつきましては、児童館の管理運営事業につきましては、現在児童館の設置してある現況ということで、3町の児童館を資料の方に載せてございます。それで高清水、志波姫町では放課後の児童保育のほかに、子育て

て支援等の相談業務も行っております。それから事業費の違いも前回ご指摘ございました。児童館の事業費と学童保育の事業費がなぜこんなに違うんだというご質問が前回ございました。これにつきましては、専任職員の人件費、それから児童館では施設の維持管理経費も含まれるということで、学童保育事業と比較して、大きい事業費というふうになってございます。

それと学童保育の利用料金につきましては、これはおやつを出している町、それから出していない町さまざまございます。それから、人件費を含めて事業費の違いがございまして、徴収している利用金額が違っているという内容だそうでございます。

この調整につきましては、なるべく早い段階で調整は必要であるというふうな協議はなされておりますが、実施する運営体制、それから内容、その辺との関わりもございまして、新市において早い段階で調整してまいりたいと考えているということでございます。

それから、学童保育事業につきましては、現在2町で児童館での学童保育でございます。それから、他の5町は小学校の空き教室や地区公民館等々で実施してございます。新市においては未実施の地区も含めてどちらの、空き教室でやるのか、それから児童館でやるのかと、その辺は統一するのかといった質問もございました。この辺は、未実施地区等も含めて各地区に児童館を設置するしないということではなく、学童保育事業については児童館のあるところは当然今実施している訳でございますので、現行どおり実施することになろうかと思えます。

それから空き教室、これらも施設の有効利用ということで、いずれかの方式で統一するのかということではなくて、施設の有効利用ということで考えてございます。以上、協議の内容でございます。

加藤雄八郎委員 若柳の加藤です。

私は、皆合併したらサービスがよくなる、それから料金は安くなるということに対して反対なんです。それなりにお金をもらわなければバランスが崩れる。例えば保育所、幼稚園、児童館、いろいろある訳です。それを整合性をとってみれば、やはりもらうところからもらわなければ、本当に片っぽにいつてしまうと。では保育所に皆入っていつてしまうというようでは困る訳です。否、選択性がいろいろあってやった方がいいと思うんです。ただ、先ほどから言っている合併したときは我が町だけが利用料が6,200円、片っぽ2,000円ですよという訳にいかんでしょうに。だからそういうところを調整してはいかがですかというこの間の質問でした。

鈴木事務局長 ただ今の利用料のことでございますが、学童保育を実施されている各町村においては、それぞれおやつ代、教材費として2,000円とか3,000円とか、かなりばらつきがございまして。実態を申しますと、例えばそのおやつ代にしても、預かっている保護者さんからすれば、うちの子供は何時までに迎えに行くからおやつは要りませんと、そういう保護者の方によってはかなり迎えに行く時間にばらつきがあるから一律ではうまくないと、そういったさまざまな意見がございまして、一概に合併時までそういう利用料を統一するというのはなかなか難しいという現状にございます。そういったことから新市において、例えば同じ市として学童保育を行う際は、どういった利用料金の設定の仕方がいいのか、当然合併前にそういったことを考えながら新市で調整するというものがございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

加藤雄八郎委員 ここで議論することではないのでね。ただ、さっきから言う合併したらこうなりますよ、そしてまた3月に合併をすると、4月1日からもう募集要綱が入っているんですよ。片っ

ばで6,200円、片っぱはというのはなかなか大変ですよ。今、児童クラブを見ますと、兄弟2人で入ってくると。やはり1万2,000円もかかるというようなことでは大変だという親の意見もある訳ですから、できる限り同じレベルの、安くしろというのではないんです。同じ市民としてサービスは、料金は同じにして欲しいなと思っております。よく検討していただきたいと思います。

議長 このことについてはひとつ、今後新市にいろいろと引き継ぎをいたしまして、できるだけ統一を図れるような料金でできるのであれば、そのような方向で進めるということで事務局の方に命じてまいります。

はい、どうぞ。

佐々木幸男委員 瀬峰の佐々木でございます。

出生祝い金の関係でございますが、先ほど総合すると6,000万円、7,000万円の金がかかるというふうなことで、なかなか難しいのではないかとこのふうなことでございますが、たしか国の方でも少子化支援というふうなことで、17年までは各事業所、300人以上雇用しているところでは育児支援対策をしなければならないというふうなことで義務付けられたと思うのであります。そういった中で栗原市、誕生しようとしている訳であります。栗原市、ご案内のとおり少子高齢化の時代に入って、最も宮城県でも進んでいる地区の一つではないかなと思うのであります。確かに出生祝い金を5万、10万円くれたから子供を産む人もない訳です。ただ、祝い金としてのやはり位置付けをして、少子化対策に対して幾らかでもの貢献度があれば、私はいいのかなというふうに思うのであります。瀬峰町を例にとると、先ほど言ったような金額になるというふうなことでありますけれども、前の日まで10万円支給されて、合併したらただだというふうな、まさか子供を産むのに、もらえるうちに早く産めというふうな訳には私はいかないだろうと思います。そういったことを考えますと、ある程度猶予期間を設けながら進めていかないと、私は住民の方々に理解されない部分があるのかなというふうに思いますので、十分に検討した案がまた同じ案ということではあります。私はなかなか納得しかねる部分があります。

議長 佐々木さんの今の質問。事務局、答弁できますか。

鈴木事務局長 先ほどの説明にもございました。確かに少子化の問題、出生率の低下というのは全国的な部分でありまして、その要因には、例えば子供の教育費のことであるとか、仕事と家庭の両立の困難であるとか、経済的な部分であるとか、育児の負担部分とか、さまざまなその要因については語られておるところでございます。そういったことから先ほども説明しましたけれども、国においては次世代の支援計画、行動計画というものを策定なささいということではございました。これまでも各自自治体においては、エンゼルプランなどによりその支援策等々を講じてきたところでございました。いわゆる子育て支援か少子化対策かと、いろいろと考え方がありますが、先ほどもちょっとお話したかと思いますが、例えばこういったお話の仕方が適切なのか不適切なのかちょっとあれなんですけれども、今産まれるお子さんをお産みになる保護者の方に、一時金的な形でお金を支給することが果たして子育て支援なのかと。むしろその後の、小さなお子さんがすくすくと育つようなそういう環境づくりであるとか、また例えば先ほどご協議いただいて確認いただきましたけれども、乳児医療の給付の範囲の年齢の引き上げであるとか、あとは子育てに不安を持つお母さん方のための施設の、支援センターの充実であるとか、そういったこと、総合的に子育て支援のことを考えていく必

要があるだろうというのが部会案でありますし、これまで幹事会の中でも議論されてきたことでございまして、あえて今回同じような内容でご提案させていただいたものでございまして、ご理解いただければというふうに思います。

議長 佐々木委員。

佐々木幸男委員 佐々木です。

今、その出生祝い金そのものより育児支援の方に回した方がよりベターではないのかというふうなことでありますが、この調整案の中で各町村の取り組みがある訳であります、そういった中で先ほど来から出生祝い金等についてのこの対策については、6,000数百万円の金がかかるというようなことでありますが、この3番の文言です、調整案であります、出生祝い金支給額については一迫町の例により合併時まで調整すると。各町村の首長さん方、きょう出席している訳であります、この調整案については各町の首長さん方が調整した内容がこう載ってあると思うんですが、現として今、この対策行っている訳ですね。そういった中で、合併時まで調整するというのは、私はいかなるものかなというふうに思うんです。現行どおり行って、合併後調整なされたらよろしいのではないですか。

議長 はい、どうぞ。もう一度事務局、答弁。

鈴木事務局長 この調整内容でございますけれども、その額の統一を調整するのはいわゆる合併前まで調整して、適用については合併後、3月14日から適用ということでございますのでご理解いただきたいと思えます。

議長 佐々木委員、いいですか。

佐々木幸男委員 まだあります。もう1件です。

3月14日からやるというふうなことでありますが、調整するというのは新市の市長さんが出て、それから新市の議員さん方が出て、その中で調整なされる訳でしょう。調整ではないのではないですか、そうであれば。今までの調整というのは私はそういうふうな解釈で来たのですが、これでやられますと、3月14日から適用するという。そうであればこの調整案に3月14日適用すると書いたらよろしいのではないですか。

議長 いいですか。この内容。

鈴木事務局長 この辺の文言の表現の仕方については、随分前から文言の使い方についてはご説明しているというふうに思います。いわゆる合併時まで調整するというのは、合併時からこういった調整案を調整内容でもって実施していきますよということとしておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長 津藤委員。

津藤國男委員 瀬峰の津藤です。

前回、老人の介護支援の支給について質問申し上げました。私は、その取り組みについては介護保険が始まってから廃止したところもあるということなんですが、瀬峰町で今までやっているのは、これは廃止しましたと。老人については廃止しました。私はその分、少子化の対策の方に回しているのかなという考えを持っておりました。ところが、開けてみますとご覧のとおりまるっきり後退している。それで、瀬峰町についてはこのとおり、先ほど事務局が言いましたように全部やると6,700万円ですが、なりますよというようなことなんですが、私は子育て支援、子供を産む、これからの少子化に対す

る一つの政策の案で、これは是非とも設けていただきたい事業だと思うんです。目玉として。なおさら後退するような形で、しかもこの3番目の一迫町の例により合併時まで調整するというようなことになって、一迫町を見ますと、第5子については30万円支給する要綱があります。ところが実績を見るとゼロですよ。これが10ヶ町村でどれだけあるか分かりませんよ。これ、少子化でもってまた後退をして、先ほど言った瀬峰町でしている在宅介護の問題についても瀬峰とあとどこでしたかね、花山さんでしたかねやっている。それも今回削っている。該当しないものを新市に引き継いで、該当していないんですよ、これは。どこの町村も支給者ゼロ、支給総額ゼロ、10ヶ町村とも。これを使われないものを新市に持って行って使おうとするんですか。これは使えないんだ、恐らく。あり得ないと思うんです、該当しないと思うんです。4号のものね。それを瀬峰町と花山はやっているんですが、これを廃止する、少子化に支援をするのかなと思ったら、少子化もこのとおり全然後退なんですね。これでは住民サービスと私は言えないんだらうと思うんです。もう1回これ、差し戻したいと思いますので、もう1回検討してやっていただきたいと思います。瀬峰町の500万円を出して、10ヶ町村で6,700万円ぐらい出せないんですか。まず第1は、第1子10万円、瀬峰町は第2子で12万円、第3子15万円という金額になっているんですが、今子供さんが産まれて、その費用がどのぐらいかかるのかなという形で聞いてみますと、40万円ぐらいかかるんだそうです、最低でも。それで国保の方から30万円ぐらい出る。瀬峰町は10万円、1子については10万円出していますよということで、それをまず一つの形にして、それを目当てにして子供を作るかどうか分かりませんが、やはりこれからの地域は、郡部はこうしたものが私はあってしかるべきだなというふうに思うんですけれども、その辺いかがでしょう。

議長 では関連して、海老田さん。

海老田慶子委員 高清水町の海老田です。

祝い金として一時的に贈られるということは、出産に対するものであると思うんです。であれば、子育てした人なら分かると思うんですけれども、1番目が一番かかるんです。分かりますでしょうか。2番目、3番目はお下がりがきくものも出てくるんです。ベビーカーにしてもベッドにしても。1番目が一番かかるんです。ですから一時金として、お祝い金として出すのに、どうして3番目にだけ30万円として出すのかそこが不思議なんです。お祝い金として出すんだったら、栗原市の子供なんですから、栗原市全員が1番目だろうが2番目だろうが3番目だろうが、子供に代わりないんです、栗原市の。であれば、10万円、20万円なんて言わないですから、薄く広く、1番目、2番目、3番目と、そういう平等な取扱いをしていただければよろしいかなと思います。この第3子10万円、第4子20万円というのはどこから出た金額が分かりませんが、子供を産んだことのある親であれば、母親であれば、1子も2子も3子もみんな自分の子供です。それに何か区別をつけられたというか、すごく腹立たしい思いがします。ですから、もし祝い金として出していただくのであれば、1番目、2番目、3番目、全部出していただきたいと思います。もしそれができないのであれば、一銭も要りません。よろしく願います。

議長 はい、ありがとうございました。

関連して、高橋委員。

高橋伸幸委員 栗駒の高橋です。

先ほどの敬老の関係でいいますと、例えば決まったことなので別に文句を言うつもりは全くないんですが、75歳以上の方に対して記念品を配る訳ですよ。例えば、先ほど海老田さんがおっしゃったように、私もちょうどこれから子供を産んで育てるという年代なんです。お金は別に欲しいとは思わないんですけども、これからの新しい市の政策の中で、年をとって敬老を迎えた方に対しての記念品、これはすごくいいことだと思いますし継続すべきだと思いますけれども、例えばアルバムであるとか、何かお金ではなくて、子供が産まれたことに対する何か記念品、本当にお金のかからないものでもいいですから、栗原としては新しい子供が産まれたら、それに対して少子高齢化も含めて歓迎しますよというようなその姿勢というのがあっていいのではないかなと思っております。以上です。

議長 ありがとうございます。

なかなかご意見が出まして、今ここでこれを決めるというような状況でもないようでございます。佐藤さん。

佐藤利郎委員 花山の佐藤でございます。

うちの方で白紙になっているのでちょっと意見を述べづらかったんですが、今のちょっと子づくりですか、子供の件に関してですけれども、今高清水の海老田さんですか、言いました意見で賛成したような気はするんですけども、ただ私も経験上なんです。昔1子、2子、3子と3番目を作ると5,000円ずつ出たんですよ。たしか。それが途中で福祉後退で、ぼんぼんと減ったんですよ。ただ結婚して子供を作る作らないは別として、結婚して子供を欲しいと思わない人は少ないはずなんです。1人、2人というのは欲しいなと思うはずなんです、一般的に。だから3番目、4番目というのは実際は2人作って3人目の例えば500万円とか1,000万円とかかかる部分を、遊びに使う、レジャーに使う、そういう形にしたいという人と、3人作った方がいいという人の型があると思うので、私は結婚して1人目、2人目というのは必要ないと言ったの、私いいと思うんです。お母さんの立場ではまた別なんですけれども。そう思っている1人なんです。ただそういうことよりも、ちょっと飛躍するんですけども、それ以上に今の結婚して子供を産まれるまで、例えば結婚すると医療費、それからお産するとき、今幾らかかるんですか。40万円、50万円、だいたい40~50万円ですね。それを一時的に払わなくてはいけないというのがありますよね。例えば国保税であれば30万円帰ってきますね。ですから、実質40万円かかれば最終的には10万円ぐらいでいいんですけども、最初40万円とか50万円を用意しなくてはいけないと。それを払わなくても、例えば最終的に10万円払うのであれば、10万円だけでありがとうございましたという形にできないのか。例えば市になった場合です。分かりますか。そういう形でもし飛躍できるかどうか分かりませんが、例えば病院側から請求を出してもらえばいいことであるから、そういうふうにしたらいいいのではないかなという思いがあります。分かりますか。その辺も、私今から子供を作る訳ではないんですが、私を含め、残りお金がないとどうしても50万円払えない。ゼロではなくて自分の払う分は最終的に10万円ぐらいなんだけれども、一時的に50万円とか用意しなくてはならないという、その辺の形はどうかという疑問を持ったもので、ちょっとお伺いします。できなければできないでいいですよ。でもそういうのも支援の一つとして、最高の支援ではないかと。私がもし作ると思ったら、10万円で済むならそれがいいのではないかと思いました。

議長 暫時休憩します。

午後4時32分 休憩

午後4時40分 再開

議長 よろしゅうございますか。ご着席を願います。

休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

ただ今議題に供しております協議第39号の2 児童福祉事業について、ただ今までのいろいろとご質疑、ご意見等がたくさんありまして、今ここでこれを原案どおりという訳にもなかなかまいらないと思います。よって、これも再度の継続審議にしたいと思いますが、いかがでしょうか。そして、これを幹事会、それから専門部会等に再度差し戻して検討させるということにしていきたいと思いますが、よろしゅうございますね。

(「異議なし」の声)

議長 以上のとおり決定させて下さい。

それでは、引き続いて協議議題に入ります。

協議第40号の2 新市建設計画(第4章 建設計画 第5章 公共的施設の 適正配置と整備)について

議長 協議第40号の2 新市建設計画(第4章 建設計画 第5章 公共的施設の適正配置と整備)についてを協議議題にいたします。

これらについては、きょうの配付資料の中に協議第40号の2ということでご配付をいたしておりますので、再度この内容について事務局の方から説明をいたさせます。

二階堂事務局次長 それでは、協議第40号の2についてご説明をいたします。

前回、第11回の協議の際に、第4章第5章を協議いただいた訳ですが、その中で検討中として空欄になっていた部分がありました。その提案ということと、あと前回の協議の中で出た意見によりまして修正をしていきたいということでの提案でございます。

それでは、資料をめくっていただきまして、30ページをご覧いただきたいと思います。

第4章の建設計画の2の項目、交通利便性、生活利便性の高いまちづくりの項目でございました。この中で、総合的な交通体系の整備の項がございます。ここで上の2行目でございます。この2行につきましても、高速交通網のアクセスの改善という表現をしておいた訳ですが、このJR東北線の各駅のアクセスということも入れて欲しいといった熱い要望がございまして、今回ここにこの部分を挿入をしていきたいというものでございます。

次、44ページでございます。ここは前回空欄になっておった部分ですが、協定項目の新市の事務所の位置について、これが前回の協議会で了承されたことから、検討中としていたこの項目を提案をするというものでございます。公共的施設の一体的整備につきましてでございますが、まず公共的施設の整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分な検討を行っていくという表現をしております。「また、」の段落ですが、ここは新市の本庁舎については当分の間、既存施設を活用しということで、これは前回決まったとおりでございます。さらには、新たな庁舎建設は最も効果的、効率的な整備技法の選択を行い、将来の財政負担、市民の利便性等を勘案の上整備していきますと。この部分の表現につきましては、新市の事務所の位置の協定項目の中で、10年を目途に新市において新庁舎の

建設を検討するという調整案でございました。それで、もし建てるとなった場合には、合併特例債を使うことになろうかと思えますし、そのためにも新市の建設計画には明記しておかなければならないといったことから、もし建設する場合の考え方ということで、ここに3行記載してございます。

次に「さらに」の段落でございますが、これは合併前の役場庁舎についての有効活用といったことでの記載でございます。それらに関係いたしまして、下の表でございますけれども、主要事業の中の事業名の中段、ちょうど4段目ですが、庁舎等の機能の充実という項がございます。ここの事業概要が空欄でございましたけれども、本庁舎の建設と総合支所等の多目的利用のための整備、さらには各種申請や各公共的施設の利用に関する手続のオンライン化の推進と、このような事業概要を追加をしていきたいというものでございます。

その次、45ページの新市における宮城県事業の提案でございます。

ここも前回空欄でございましたが、ここの宮城県事業につきましては、合併特例法の第5条第1項第2号に新市建設計画を作成する際の合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業、これを盛り込まなければならないというふうに言われます。そういったことから、栗原郡内において、合併をする場合に宮城県としてどのような事業を実施してもらえるのかといったことで県に照会をいたしまして、その回答に基づき作成をしたものでございます。

まず、45ページの(1)につきましては支援の基本方針ということで、宮城県の総合計画の栗原に関する部分の記述をここに記載してございます。広域栗原圏の2010年の将来像はというようなことで、これは推進協議会で作成した参考資料の中に、この宮城県の総合計画の考え方がありますが、その部分をまず最初のページに持ってきております。

次、46ページ。支援策の概要で、県事業の実施による支援ということで各事業がございますが、まず県のこの事業掲載の考え方について、若干ご説明したいと思います。

まず、事業選定につきましては、先ほど申し上げました合併特例法に基づく都道府県が実施する事業ということで選定がされております。その対象の事業ということにつきましては、まず一つは県が定めております合併推進要綱、これに掲げる事業。さらには長期計画なり、県が作成しております各種長期計画に掲載された事業、または掲載が確実に見込まれる事業というふうなことで、県から回答が来ております。そういったことで46ページの交通体系整備の支援がございます。その中段からは治山治水・交通安全対策の支援と。次のページ、二、ホ、へと、それぞれ項目ごとに県の回答に基づきましてその事業を整理したものでございます。

48ページですが、ここは補助事業等による支援ということで、県の合併推進要綱の中で合併重点支援地域や合併市町村への支援として掲げている支援事業でございます。補助事業といたしましては、イの消防防災施設整備の支援、補助、ロが商工会の活動の広域化促進のための支援ということで、一定割合の補助がされるというものです。ハが地域交通の確保のための支援ということで、新市において検討がされる住民バスの運行、こういったものへの支援、さらにはくりはら田園鉄道運行維持に要する費用の補助、こういったものが載せられてございます。

2のその他の支援につきましては、いろいろ建設計画に基づき、産業の施策なり基盤整備等の事業を実施するために、国または県に各種補助事業の要望がある場合は、県事業においては優先採択が行われると。国事業においては、優先要望が積極的に検討されると、このような支援が行われるというもので

ございます。

その下、 の制度的支援につきましては、イとロがある訳ですけれども、イにつきましては新市が必要とする場合ということですのでけれども、新市と県の政策調整を図るための会議を設置いたしますということ。ロにつきましては国民健康保険事業の広域化のための支援ということで、保険料の平準化などに必要な資金の無利子貸し付けが受けられるといった制度的支援を行うというものです。

の人的支援、イが専門的職員の派遣でございますが、ここは専門職員が不足する場合は、市の要望に基づいて県が一定期間県職員を派遣することを検討するというような支援を行うというものです。

49ページが財政支援でございますが、宮城新しいまち未来づくり交付金による支援、あるいはこれまでも本協議会も受けておりますけれども、これも予算の範囲内で交付金を支給するというものです。ロは市町村の振興資金ということで、公共施設等の整備に対する貸付金による財政支援を行うという振興資金制度があるというものです。

以上が、宮城県が栗原地域の合併の際に支援する事業というものでございます。

次、50ページ。第5章でございますが、ここの部分も公共的施設の適正配置と整備ということで、各分類した施設項目ごとにその基本的な考えを記述しておいた訳ですが、市役所、支所等につきましては先ほども申しあげましたように、新市の事務所の位置が決まったという、協定項目が決まったということからの提案でございます。

その内容につきましては、新市の行政面積が宮城県で最も大きくなるという状況になる訳ですので、そのために市役所、支所等については住民生活に支障を来さないようにすると。現在の10の役場、2の支所等の庁舎及び機能を維持していくことが当分の間は必要であるということで、前回の協定項目にあったような表現になってございます。

続いて「また、」の段落ですけれども、ここは総合支所となる役場と。分庁方式を含む総合支所方式ということでございますので、総合支所となる役場についてはということで、ここに記載してございますが、各庁舎間の連携を強化して必要機能の維持に努めるという基本的な考え方であるというものです。

その下の公的病院、診療所でございますが、栗原地域に合わせて11の公的医療施設がある訳です。この適正規模、適正配置等を進めるに当たりましては、地理的な特性なり公共交通の利便性、こういったものを考慮するとともに、さらには救急車による救急患者の輸送時間の短縮、また医療施設までの公共交通の充実、こういったものを図りながら検討をしていく必要があるという考え方でございます。

「また、」の段落ですけれども、ここは地域医療のさらなる充実のために民間病院も含めた地域医療ネットワークというものの整備を速やかにしていく必要があるというふうな考え方でまとめてございます。

53ページの、類似団体の公的施設数の一覧。ここにつきましては公的病院、診療所の欄、ここ前回10でしたが、11ということで訂正をさせていただいております。

なお、本庁舎・庁舎、それに支所・出張所等のところ、新市が検討中ということになっておりますけれども、これも一部分庁方式を含めた総合支所方式ということである訳ですが、分庁舎の数がまだ決まっていないと。いわゆる新市の行政組織機構がまだ決まっておきませんので、決まった時点でこの数字は入れさせて欲しいということで、ひとつお願いをしたいと思います。

以下の、次のページにつきましては、まちづくり検討委員会で出た意見等でございます。これらを反映させながら、今回協議第40号の2ということで提案をさせていただくものです。以上です。

議長 協議第40号の2を今説明をいたしました。

いろいろと説明いたしました内容が長くわたっております。これを今、きょう審議するということでよろしゅうございますか。持ち帰りますか。どうぞ、千葉委員。

千葉伍郎委員 延々と今説明がございました。前回のこの空白の部分の話の際には、改めて日にちをとりましょうというお話もいただいた経過もでございます。もう既に5時になろうとしているところでございます。これ、30分ぐらいでここを上げていくのは会長さんの腕一つになると思うんですが、非常に私は難しいなと思っています。ですから、再考できればというふうに思います。

議長 はい、ありがとうございます。

今、千葉委員からもお話がございました。確かにそういう考えを持って今、私も申し上げた訳ですので、これを次回の第13回の協議会の際に質疑を行うということにしていきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

では持ち帰って、ひとつ内容を皆さんでご検討して下さい。

それでは、次に提案事項に入ります。大変時間が過ぎておりますがご協力下さい。

6. 提案事項

議長 提案事項は、協議第16号の2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、既に終わっております。

協議第46号 地方税の取扱い(その2)について

協議第47号 一部事務組合等の取扱い(その1)について

協議第48号 新市建設計画(第2章 新市の概況 第3章 建設の基本方針)
の修正について

議長 協議第46号 地方税の取扱い(その2)について、協議第47号 一部事務組合等の取扱い(その1)について、協議第48号 新市建設計画(第2章 新市の概況 第3章 建設の基本方針)の修正について、この協議46、47、48の3ヶ件については一括提案をいたしまして、ここで説明をさせてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、以上のとおり決定いたします。

協議46号から48号の3ヶ件を一括議題に供します。内容の説明を求めます。

濁沼事務局次長 それでは、協議第46号 地方税の取扱い(その2)について説明をさせていただきます。

先に調整内容を読み上げさせていただきます。

地方税の取扱い(その2)について

- 1 水利地益税については、廃止する。
- 2 都市計画税については、地方税法の規定（0.3パーセント以内）により調整し、市税として新市に引き継ぐものとする。

課税区域については、新市において調整するものとする。ただし、新市の都市計画（課税区域の決定）が決定されるまでに限り、現行の課税区域については合併特例法第10条の規定を適用し、課税免除するものとする。

納期については固定資産税と同様とする。

という内容であります。

資料を見ていただく前に、どうして水利地益税を廃止するのか、その理由を説明いたします。

前回の協議会におきまして、協議第43号で農林水産関係事業についてご確認をいただきました。その中で、土地改良財産の維持管理に係る分担金制度及び水利地益税制度については、合併時まで調整するといったしました。15年度におきまして、水利地益税を課している町村は、郡内の3町村以外には県内には大和町、河南町、津山町、本吉町の4町があります。また、若柳町におきましては税としてではなくて、排水機関場管理分担金として受益者から徴収しております。このため、水利地益税は廃止するものといったしました。

次に、都市計画税の課税区域の調整、課税免除はどうして必要なのかという部分であります。郡内には都市計画区域、四つございます。若柳都市計画については若柳町と金成町さん、それから鶯沢都市計画については鶯沢町さん、築館都市計画については築館町と志波姫町さん、栗駒都市計画については栗駒町という四つの都市計画区域がございます。ただ、この四つの都市計画区域の中で、都市計画の線引きを行っております町村は、築館と若柳町の2町でございます。この2町は都市計画の線引きを行い、市街化区域を有しております。ただ、この中で築館町のみが都市計画税を課税しております。町村合併におきましては市街化区域を有し、都市計画税を課税する場合は、その区域全域を課税区域としなければならないというふうにされております。

新市の対応としましては、市街化区域全域に対して都市計画税を課税するのか、それとも都市計画税の課税をやめるのか、それも含めているようなケースが考えられます。このため、新市において課税区域を再検討することといったしました。都市計画税はどのような税かということでもありますけれども、都市計画事業または都市区画整理事業に要する費用に当たるために課税する目的税であります。課税対象は原則として市街化区域に存在する土地及び家屋であります。制限税率は0.3%となっております。

次に、資料の1ページを見ていただきたいと思います。

水利地益税につきましては、先ほど言いましたように現在築館町、一迫町、志波姫町の3町において課税されております。平成15年度の課税額は築館町75万8,000円、487人の方に課税しております。一迫町については181人、税額は35万4,000円であります。志波姫町につきましては1,131人、税額は75万8,000円となっております。3町の課税税額は86万9,000円、課税者1,799人となっております。

次に、都市計画税であります。築館町は0.2%の税率で課税をしております。平成15年度の課税額は4,180万8,000円、2,246人の方に課税をしております。

下段については、関係法令の抜粋条項であります。

なお、国民健康保険税につきましては、地方税の取扱い（その3）として次回以降の協議会に提案をする予定であります。以上で説明を終わります。

千葉事務局次長 続きまして、協議第47号 一部事務組合等の取扱い（その1）について、調整案の方でございます。

- 1 栗原地域広域行政事務組合及び栗原郡衛生処理組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、その事務及び一般職の職員、所有する財産、債務を新市に引き継ぐものとする。
- 2 使用料及び手数料については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 3 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合及び宮城県市町村自治振興センター、宮城県市町村職員退職手当組合、宮城県市町村非常勤職員公務災害補償等認定委員会、宮城県市町村非常勤職員公務災害補償等審査会については、合併の日の前日をもって当該組合等を脱退し、新市において合併の日に新たに加入するものとする。

とする調整案でございます。

資料の方でございますが、1ページ目のA3版の表の方に、栗原地域広域行政事務組合の資料を載せてございます。まず現状ということで、設立年月日、構成町村、それから管理者、業務内容ということで現況を載せてございます。

の方には一般職の職員といたしまして、平成15年4月1日現在の定数と実職員数ということで、定数179名に対して171名ということで載せてございます。

それから、財産といたしまして土地、建物、車両になりますが備品、基金、それから地方債、それから債務負担行為に基づく支出予定額ということで載せてございます。

裏面の2ページ目の方は、栗原郡衛生処理組合ということで、同じように設立年月日、構成町村、それから管理者、業務内容と載せてございます。

一般職の職員につきましても、定数と職員数を載せてございます。財産も広域さんと同じように、土地、建物、備品、基金、それから地方債、債務負担行為に基づく支出予定額ということで掲載させていただいております。

それからその下、参考といたしまして、先ほどの職員の職階表、職名及び階級に関する事項ということで、職階の方の表を載せてございます。広域行政事務組合さん、それから衛生処理組合さんの現況ということでございます。

それから右側の方には、の調整案にございます一部事務組合等、こちらの方の構成市町村、それから業務内容ということで、参考までに掲載してございます。

それから3ページ目になります。こちらの方手数料関係でございますが、消防手数料、消防の方の手数料ということで手数料の種類、これだけあるということで載せてございます。あと資料の方、「その他の数料」となっておりますが、申し訳ございません、ここ「その他の手数料」となりますので、ご訂正方お願いしたいと思います。丸の次の「その他の数料」となっていますところを「その他の手数料」とお願いしたいと思います。り災に関する証明、その他の証明ということで、その他手数料ということで載せてございます。

それから4ページにまいりまして、そちらの方には斎苑の使用料、それからその下に一般廃棄物処理に関する使用料ということで、これはクリーンセンター関係の使用料ということでございます。

それから中ほどにくりこま高原駅の駅前広場の使用料、それから同じく高原駅のアアシスセンターの使用料ということで、使用料の表を載せてございます。

それから右側、こちらの方は衛生センターの関係でございます。収集運搬及び処分の手数料、それからセンター使用手数料、それから一般廃棄物の処理業者、処理業等の許可手数料ということで、現在の手数料関係を載せてございます。以上でございます。

二階堂事務局次長 続いて、協議第48号 新市建設計画（第2章 新市の概況 第3章 建設の基本方針）の修正について、ご説明いたします。

新市建設計画第4章、第5章と協議をする中で、第2章、第3章との中で修正をしなければならないところが出てきたということでの修正提案でございます。

めくっていただきまして13ページとありますのは、公共的施設の配置のプロットでございました。前回の協議を含めまして下の方に名称変更、新規追加というふうにございますけれども、国民健康保険鷺沢町医院というふうに変更したいと。さらには萩野診療所を追加していきたいというものでございます。

次のページ、15ページですが、高齢者障害者福祉施設です。ここは民間施設も含めて配置をしておいたところですが、まず知的障害者の構成施設としてプロメッサという施設が金成町にありますけれども、そのプロメッサには3町に分場ということで、いわゆる作業所の分場があると。この部分を追加したいということで若柳町に分場、一迫町にございます一迫分場、瀬峰町にあります瀬峰分場ということで、これらを追加したいと思います。さらに栗駒町にグループホーム快栗駒という施設がございます。これと志波姫町にございますグループホームなごみ、この施設をそれぞれ追加をしていきたいというものです。

次の横の資料ですが、1ページとふってありますけれども、第3章の中で、将来像といたしまして、「交流と発展 夢あふれる くりはら」という左の部分の訂正前のキャッチフレーズがあった訳ですが、新市の名前が決まった際に検討するということでご説明をしておりました。そういったことで新市の名称が漢字で栗原市ということになった訳でございます。それに伴いまして、このキャッチフレーズも漢字で「栗原」というふうに直したいというものです。読めばくりはらなんですけれども、市の名称の募集には平仮名のくりはらというものもございましたので、それとは違うという形で、あえて漢字の栗原というキャッチフレーズに直すというものでございます。

以下、2ページ、3ページから5ページまでありますけれども、ここは第4章を検討してきた際に、第3章の中で施策の体系図と大項目、中項目、小項目というようなことでご説明をしておりましたが、それぞれ第4章の検討の中で文言の訂正があったということで、新旧対照表を添付いたしまして訂正、修正をしていきたいというものでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長 ただ今提案事項の内容について説明が終わりました。これは次回において協議してまいりたいと思います。そういうことで次回の協議事項は、先ほど協議第40号の2 新市建設計画、それから第46、47、48号と次回の協議会において、これら四つの協議議題をもって次回の協議会を開催してまいりたいと思います。よろしゅうございますね。（「はい」の声あり）

7. その他

阿部事務局次長 それでは、次回の協議会のご案内を確認させていただきます。

既にご案内しておりますとおり、当初予定に追加しまして、2月13日、金曜日になります。場所はこちら、志波姫町のエポカで時間の方は午後2時ということでご案内しておりますので、よろしくお願いいたします。

8. 閉 会

阿部事務局次長 それでは、最後になります。千葉副会長さんの方からご挨拶を頂戴したいと思います。

千葉副会長 第12回の栗原地域合併協議会、きょうは冒頭のところから大変ご意見が白熱いたしました。特に介護保険事業の取扱い等については、相当時間を要した訳ですが、後半になりましてからは時間もだんだん過ぎたということで、継続審議が二つあります。冒頭、後からやろうと思った農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、少し私個人的に立ちますと、十分にこれは論議しなければいけないのかなと思ったんですが、これは新市になってから、やはり当分の間と文言が入っていますから、このとおりにとはなくなる時期がいずれ来るんだろうなと思ってありますが、それは将来のことでありまして、あるいはここでは考えてみますと大変な大きな問題を取り上げた今日の協議会でした。

大変長時間にわたりまして、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後5時13分閉会